

泉区防災計画

震災対策編

2020

横浜市泉区役所

令和2年9月

～ 目次 ～

第1部 総則	1
第1章 泉区防災計画の目的	1
第2章 泉区の概況	1
第1節 自然的条件	1
第2節 社会的条件	1
第3章 地震及び被害の想定	2
第1節 想定地震	2
第2節 被害想定	3
第4章 区、区民及び事業者の基本的責務	11
第1節 行政の責務	11
第2節 区民の責務	11
第3節 事業者の責務	11
第2部 災害予防計画	12
第1章 防災力強化の取組	12
第1節 防災情報通信基盤網の整備	12
第2節 消防の体制	13
第3節 防災備蓄計画	14
第4節 その他の資機材の整備	17
第2章 避難場所等	18
第1節 指定避難所・指定緊急避難場所	18
第2節 広域避難場所	21
第3節 その他の避難場所等	21
第3章 緊急輸送路	23
第1節 緊急輸送路の指定	23
第2節 建設業協会との連携	23
第4章 災害に強い人づくり	24
第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災	24
第2節 防災意識の高揚	26
第3節 区民のとるべき措置	28
第4節 区民の防災活動の促進	28
第5節 防災訓練の実施	28
第6節 ボランティアとの協力体制の確立	29
第5章 災害に強い地域づくり	31
第1節 自主防災組織の強化	31
第2節 災害時要援護者支援対策	34
第3節 社会福祉施設等における安全確保対策	34
第4節 事業者の防災体制の確立	35

第6章 学校施設における安全対策の推進	36
第1節 迅速な応急活動体制の確立	36
第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立	37
第3部 応急対策	38
第1章 応急対策の基本	38
第2章 災害対策本部の設置	39
第1節 区災害対策本部等の設置	39
第2節 区本部の廃止・縮小	40
第3節 組織・運営	40
第3章 職員の配置・動員	47
第1節 職員配置計画	47
第2節 職員の動員	48
第4章 情報の収集・伝達	50
第1節 情報受伝達方針	50
第2節 情報受伝達体制	50
第3節 災害情報の収集、報告及び記録	50
第4節 安否情報の提供等	51
第5節 災害時広報・報道	52
第6節 広聴活動	52
第5章 消火及び救助・救急活動	53
第1節 応急活動体制（公設消防）	53
第2節 消火活動	53
第3節 救助・救急活動	54
第6章 医療救護等対策	56
第1節 医療・保健提供体制	56
第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制	58
第3節 災害に備えた取組	59
第4節 生活衛生	59
第5節 こころのケア対策	60
第7章 応援派遣等の対応	61
第8章 被災者等の避難者対策	62
第1節 避難計画	62
第2節 被災者の避難・受入れ	62
第3節 要援護者の避難と援護対策	67
第4節 福祉避難所の開設及び運営	68
第9章 警備と交通対策	70
第1節 大地震が発生した場合の警備対策	70
第2節 大地震が発生した場合の交通対策	70

第10章	緊急輸送対策	71
第1節	輸送路の確保	71
第2節	輸送体制の確保	72
第11章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	73
第1節	行方不明者の捜索	73
第2節	遺体の取扱い	73
第12章	物資等の供給	76
第1節	応急給水	76
第2節	物資の供給	76
第3節	救援物資の受入れ・配分	77
第13章	災害廃棄物の処理	78
第1節	基本的な考え方	78
第2節	トイレ・し尿対策	78
第3節	家庭系ごみ対策	79
第14章	学校活動と保育	81
第1節	発災時の対応	81
第2節	学校教育の再開	81
第3節	保育の早期再開	82
第15章	公共施設等の応急対応	83
第1節	公共施設における応急対応	83
第2節	土木施設の応急対応	83
第4部	復旧・復興対策	84
第1章	復旧対策	84
第1節	被災者の生活援護	84
第2節	被災者の住宅確保及び応急修理	85
第3節	解体廃棄物（解体廃棄物・有害廃棄物）の処理	87
第2章	罹災証明書	88
第1節	被害認定調査	88
第2節	罹災証明書	88
第3章	復興対策	89
第5部	帰宅困難者対策	90
第1章	主要駅等における混乱防止対策の充実	90
第2章	帰宅困難者事前対策	90
第1節	主要駅等の混乱防止対策の推進	90
第2節	一時滞在施設の指定	90
第3節	帰宅困難者の発生抑制	90
第4節	備蓄品の確保	90
第3章	帰宅困難者対策	91

第1節	区本部の対応	91
第2節	関係機関の対応	91
第6部	津波対策	94
第1章	津波対策の基本	94
第1節	津波の予測	94
第2節	減災レベルの津波の想定	94
第3節	防護レベルの津波の想定	94
第4節	津波による被害	94
第2章	災害応急対策等	95
第1節	津波警報等発表時の措置	95
第2節	津波警報及び大津波警報等発表時の初動体制	96
第7部	東海地震事前対応計画	97
第1章	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	97
第1節	警戒活動体制	97
第2節	職員の配置と動員	99
第3節	対応措置	99
第2章	警戒宣言発令時対策	100
第1節	区本部	100
第2節	情報の受伝達	100
第3節	帰宅困難者対策	100
第4節	事前避難対策	100

第1部 総則

第1章 泉区防災計画の目的

本計画は、泉区に大規模地震が発生した場合の泉区災害対策本部（以下「区本部」という。）、区民、防災関係機関等の役割について定めるものです。区本部の応急対策、特に初動期を中心として、災害時に区民や企業等の関係機関がどのように行動するべきかを明確にすることにより、行政と地域が一体となって区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とします。

第2章 泉区の概況

第1節 自然的条件

泉区は、市の南西部に位置し、北は瀬谷区、旭区に接し、南東に戸塚区、さらに西側では大和市、藤沢市に接しています。区域の殆どが「相模原台地」と呼ばれる関東ローム層を表層とした台地（ローム台地）の上であり、一部に丘陵と宅地造成によって人工的に改変された地形となっています。

また、他区に比べて急傾斜地・危険崖が少ないこと、水が豊富で災害用応急井戸が全区のなかで最も多いという特徴があります。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は約15万人、世帯数は約6万世帯で、本市人口の約4%を占めており、いちょう団地等の地域を中心に、中国、ベトナム、フィリピン等、アジア圏の外国籍住民が約2,500人居住しているのが特徴です。また、65歳以上の人口に占める割合が28%と、本市の中では高い比率となっています。

昼間人口は夜間人口の約78%で、居住型の地域であり、災害発生時刻により被害規模が異なることが予想されます。

2 土地利用

土地利用として、市街化区域が54%、市街化調整区域が46%を占めており、緑豊かな田園地帯です。市街地は県道22号横浜伊勢原（長後街道）を中心とした住宅密集度の高い既成市街地と、相鉄いずみ野線沿線をはじめとした区画整理などによる開発区域に大別されます。

3 道路・交通

道路は区のほぼ中央を東西に走る県道22号横浜伊勢原（長後街道）と南北に走る環状4号線があり、いずれも国道1号や国道16号に至る重要路線となっています。

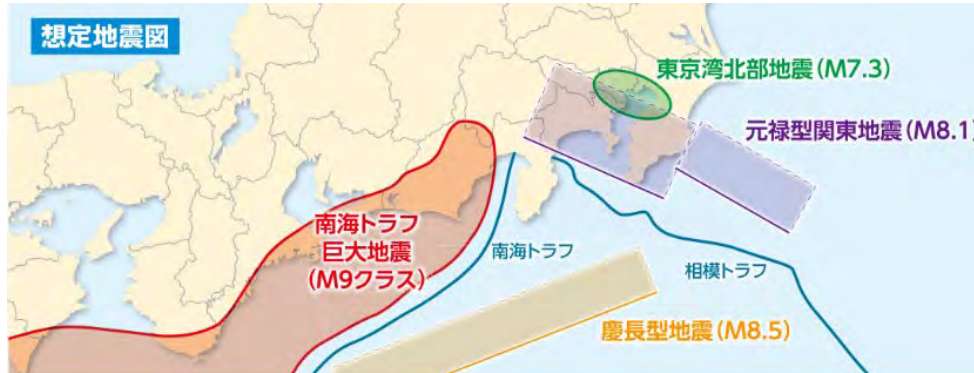
一方で、区内に古くから形成されてきた住宅地では、木造住宅が密集し、災害時に消防車両が通行できない狭隘な道路もあり、防災対策上の課題となっています。

鉄道は、相鉄いずみ野線の5駅（緑園都市・弥生台・いずみ野・いずみ中央・ゆめが丘）と、横浜市営地下鉄1号線の4駅（踊場・中田・立場・下飯田）で、区内には9つの駅があります。

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震

本市では、平成24年度に地震被害想定調査報告書を公表しました。この結果から、本計画では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震及び慶長型地震を想定地震とします。



■ 元禄型関東地震

相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、1923年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震（関東大震災）の再来が懸念されています。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低いものの、大正型関東地震よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる元禄型関東地震（1703年に発生）を本計画の想定地震としています。

元禄型関東地震は、想定地震の中で、人的・物的被害が最も大きいと予想されており、泉区では、震度6弱～6強の揺れが想定されています。

■ 東京湾北部地震（首都直下地震）

元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの、本市中心部から東京側では揺れ・火災により相当な被害が見込まれます。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。東京の中核機能が発揮されない可能性があり、救助・復旧活動が懸念されます。泉区では、震度5弱～6弱の揺れが想定されています。

■ 南海トラフ巨大地震

横浜市においても揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震です。静岡県から九州に至る広域での被害が予測されるため、応急対応等に必要の人材・物資等の不足が懸念されます。泉区では、震度5強～6弱の揺れが想定されています。

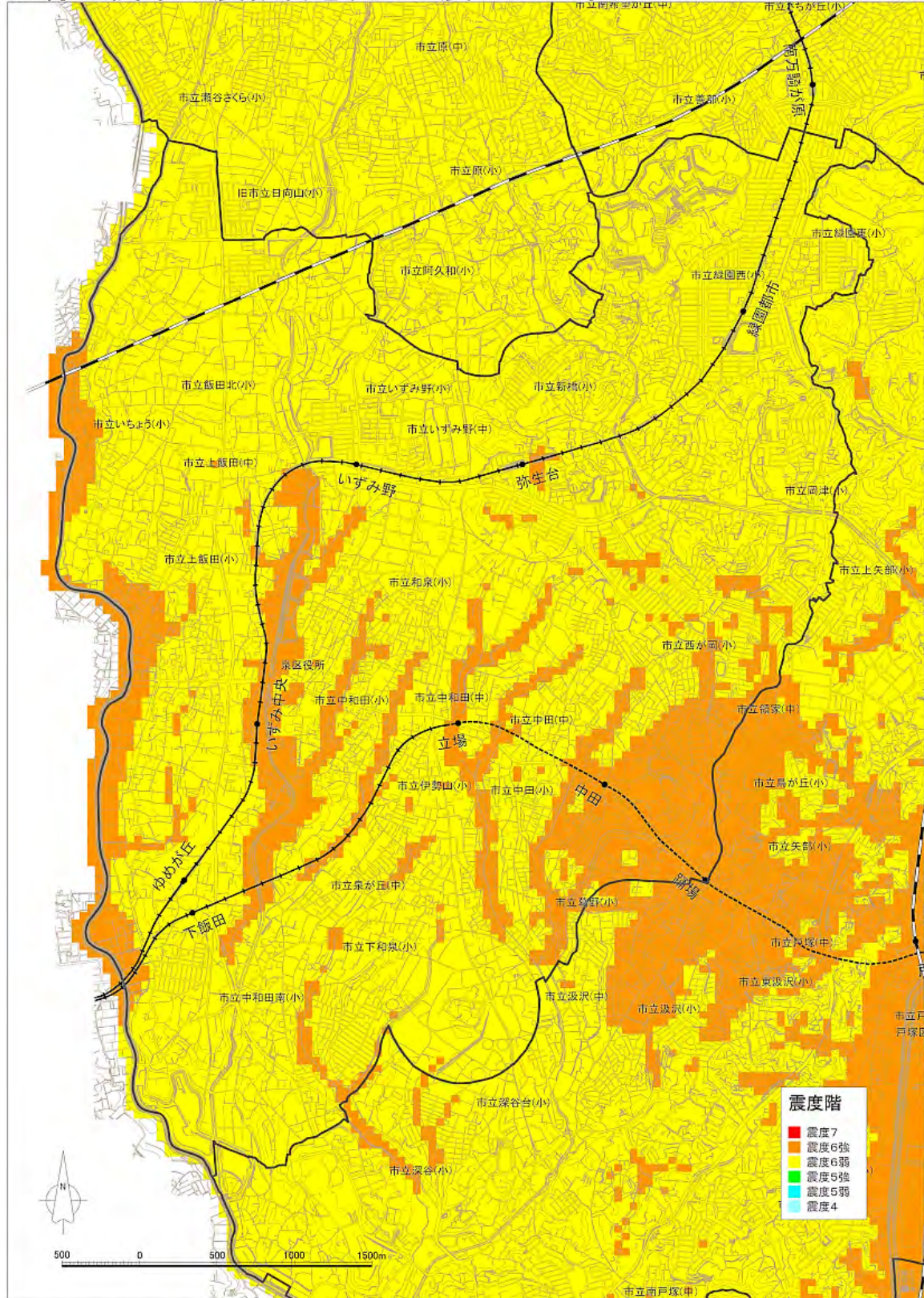
■ 慶長型地震

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。発生確率はきわめて低いですが、南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されます。なお、泉区には津波被害想定はありませんので、今回の泉区防災計画震災対策編では対象外としています。

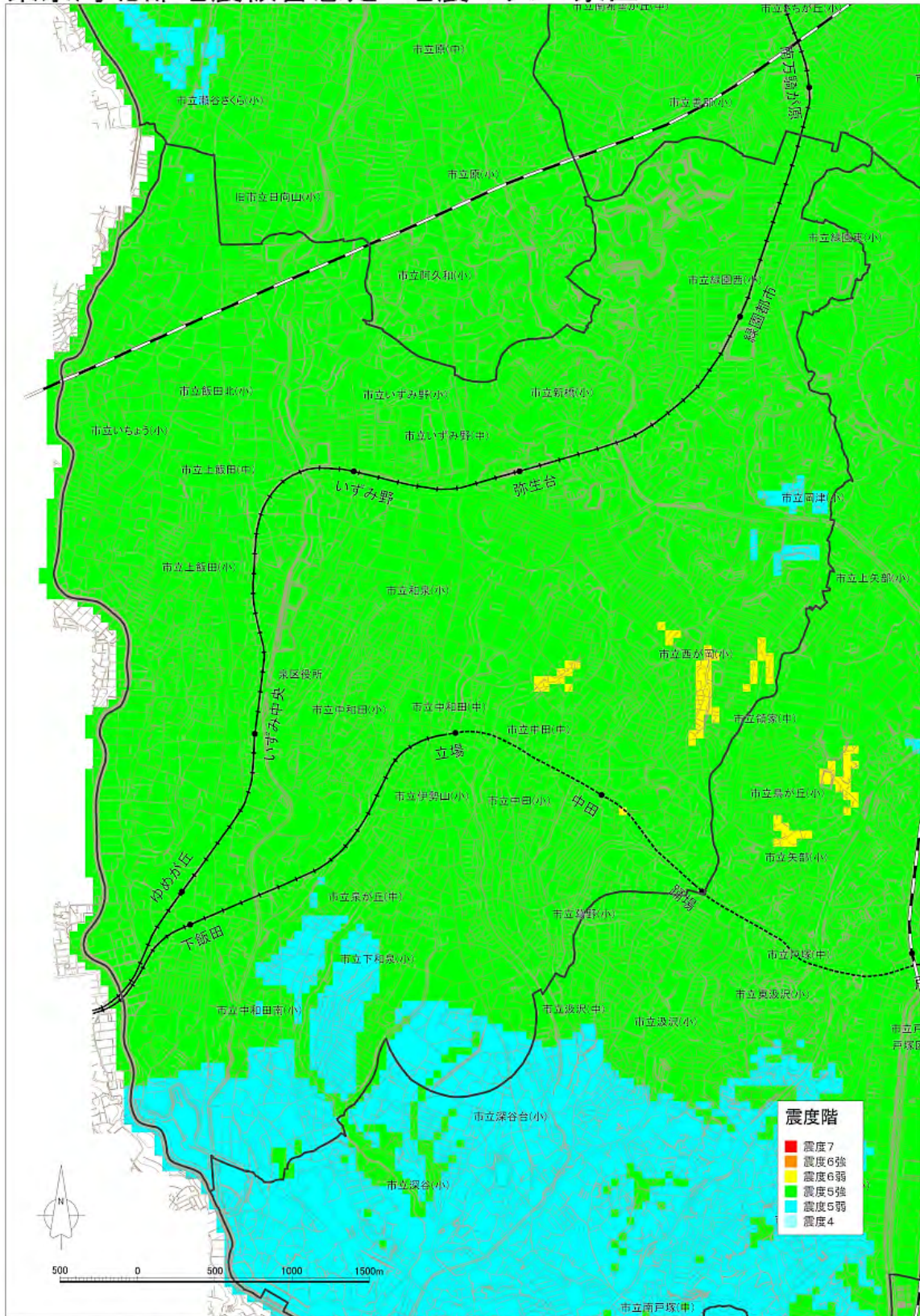
第2節 被害想定

1 泉区震度分布

元禄型関東地震被害想定 地震マップ: 泉区



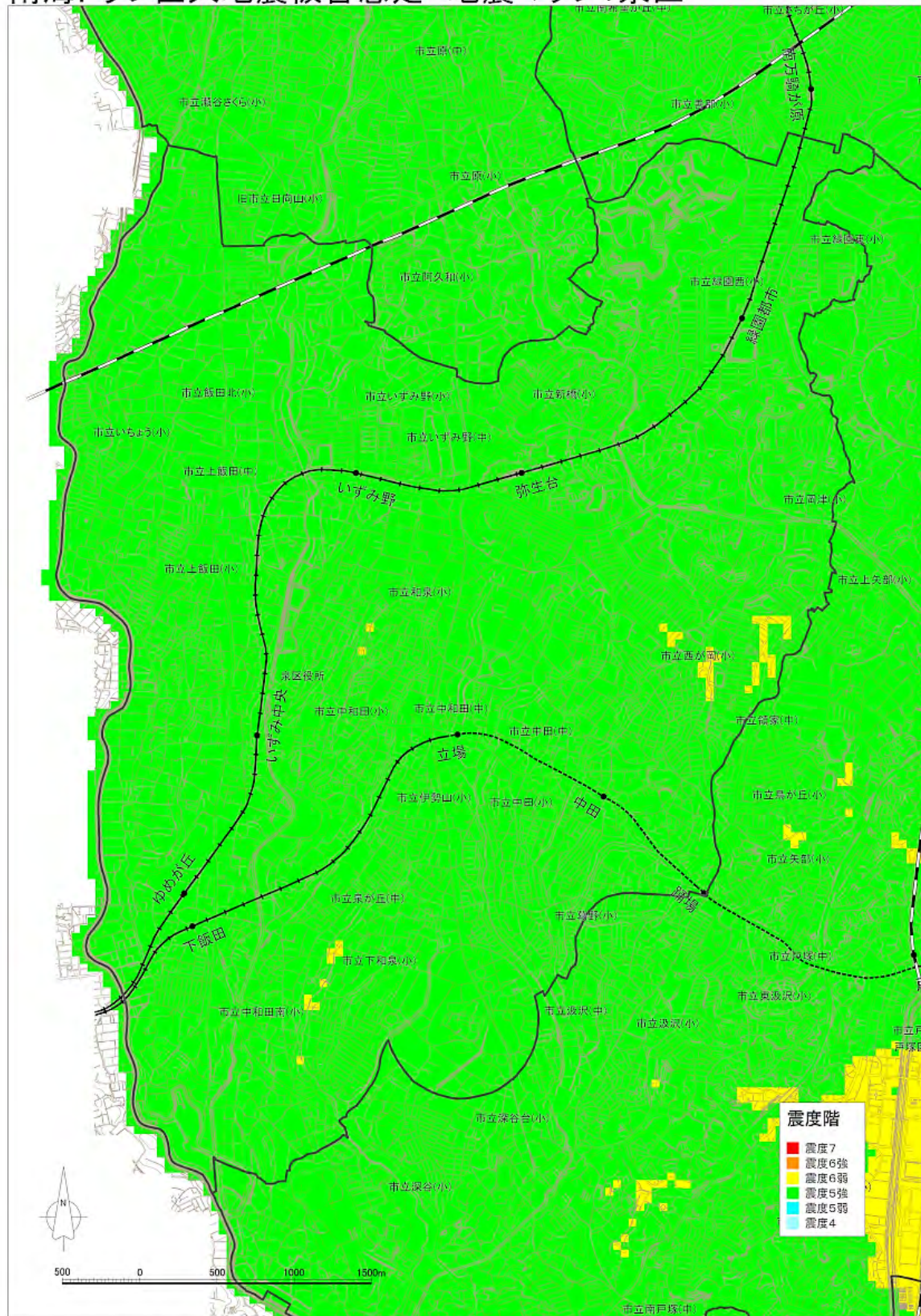
東京湾北部地震被害想定 地震マップ: 泉区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

1:22000

南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ: 泉区

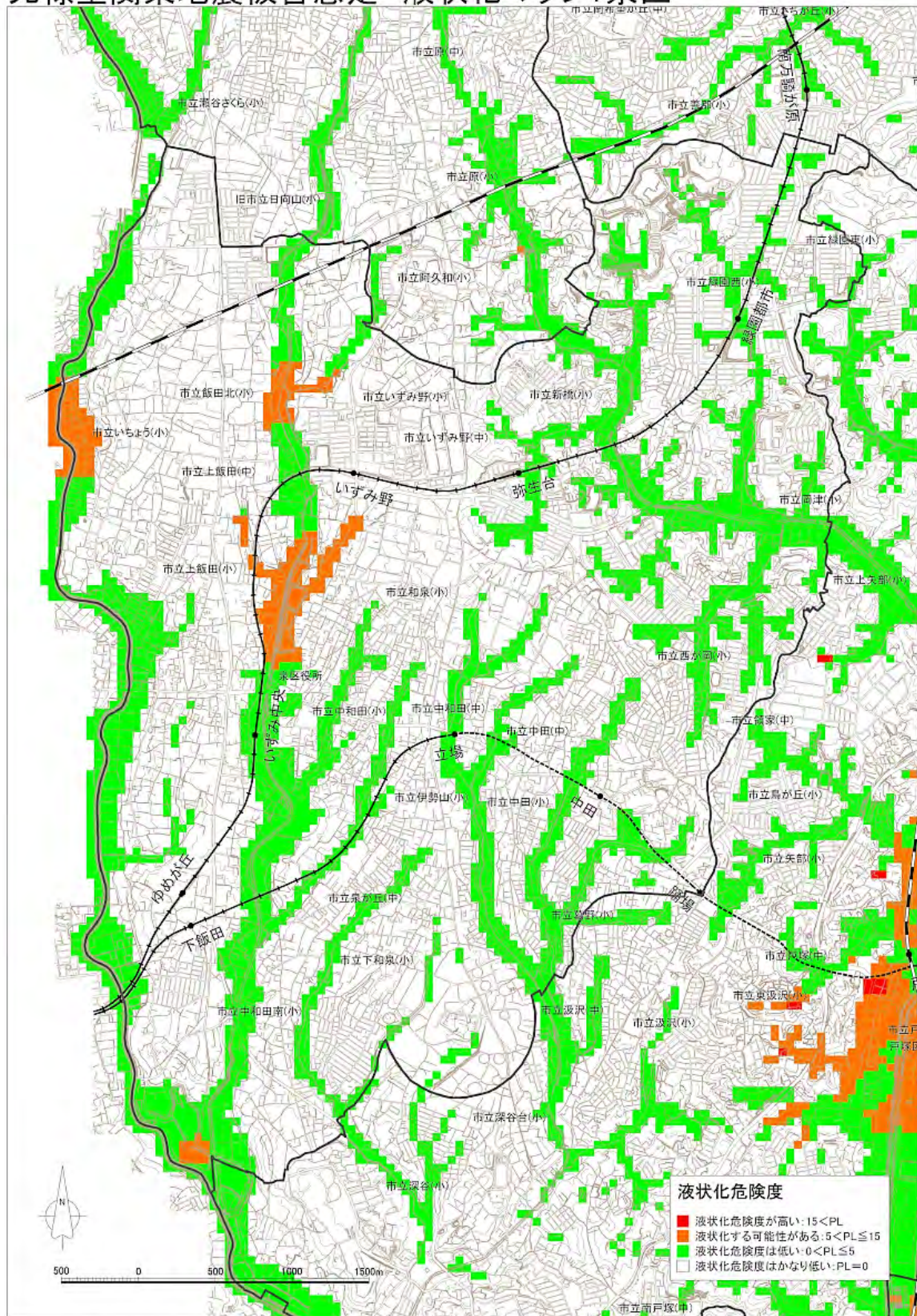


横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

1:22000

2 泉区液状化被害

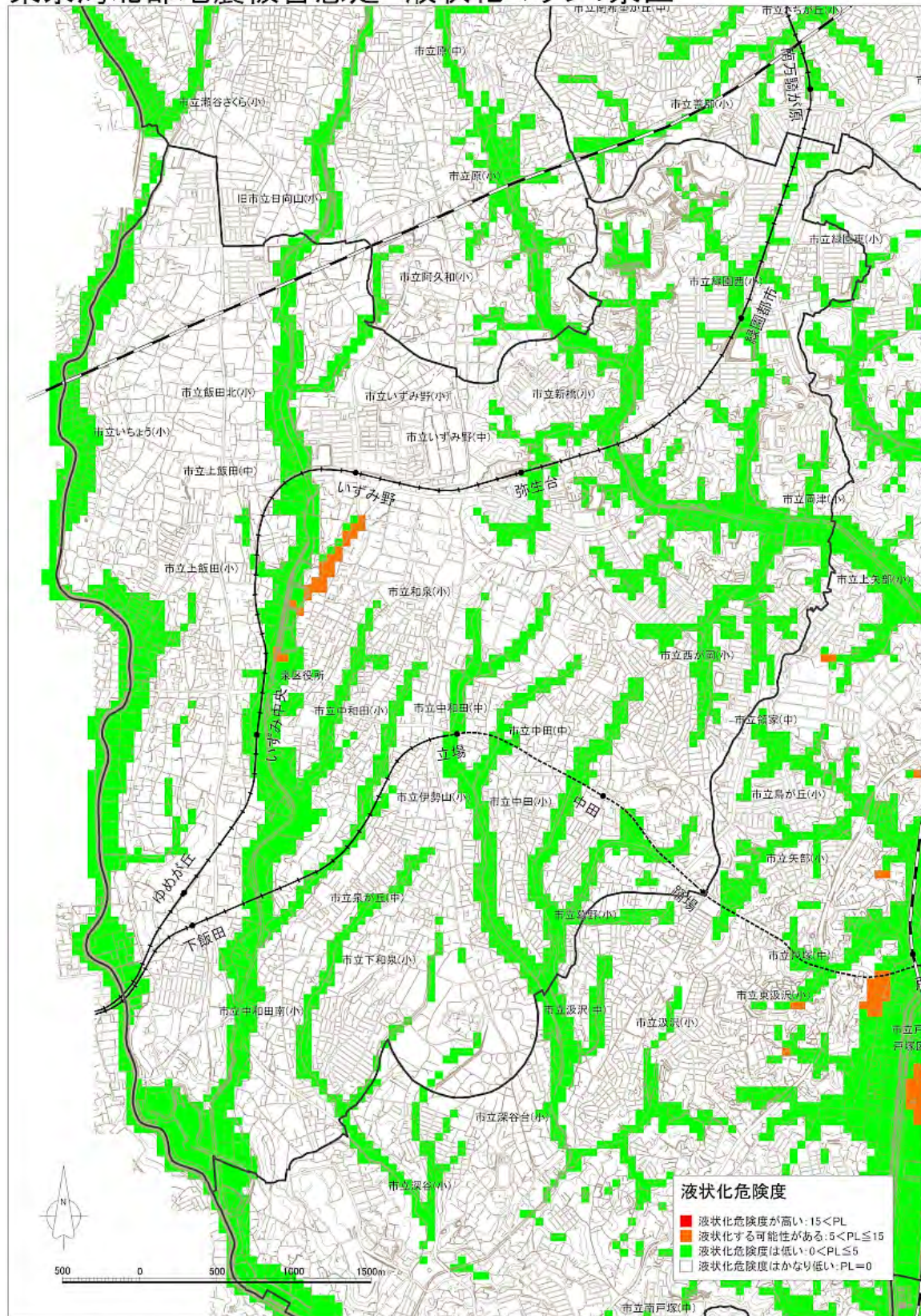
元禄型関東地震被害想定 液状化マップ：泉区



横浜市消防局 平成24年10月作成: 横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:22000

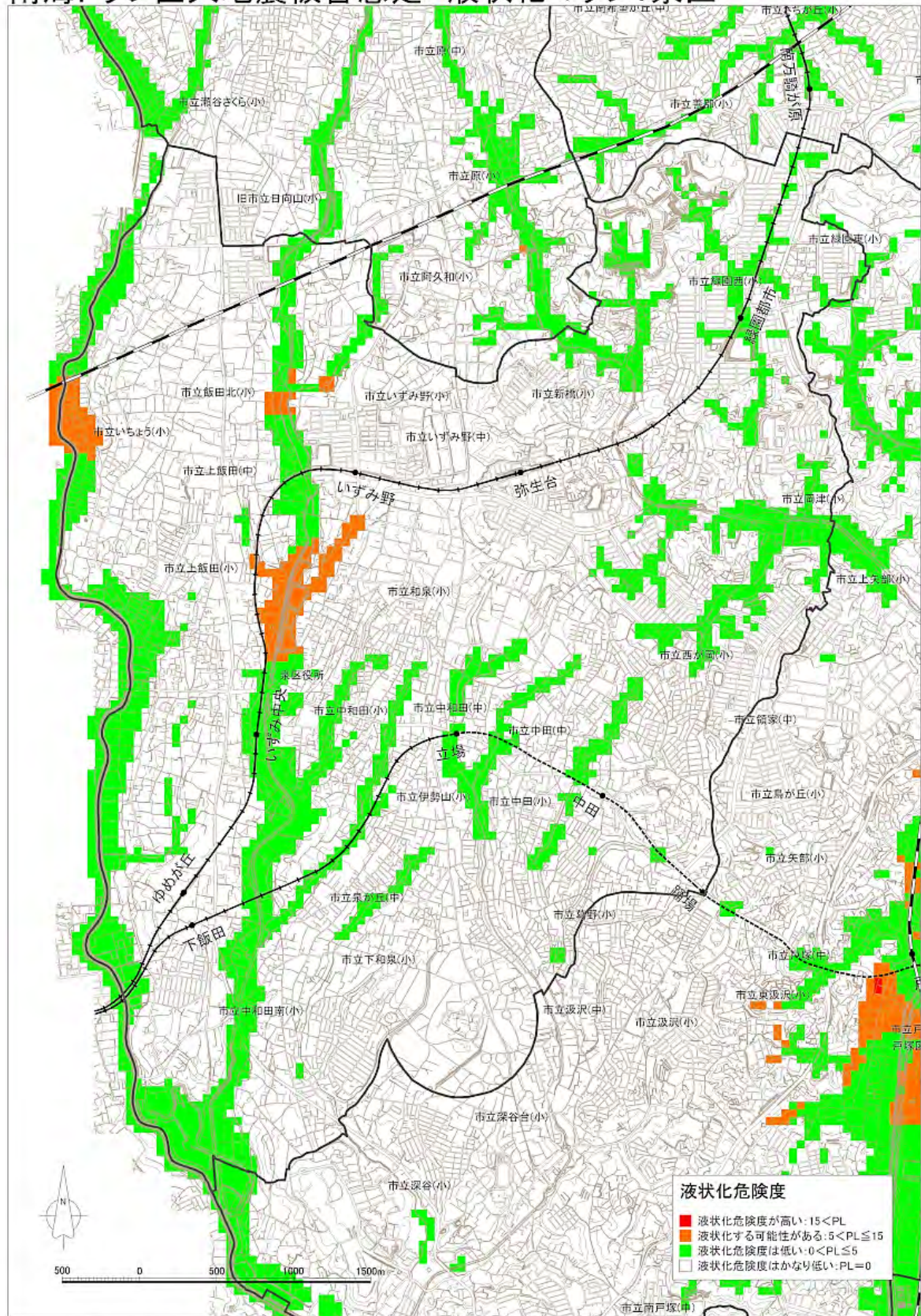
東京湾北部地震被害想定 液状化マップ: 泉区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:22000

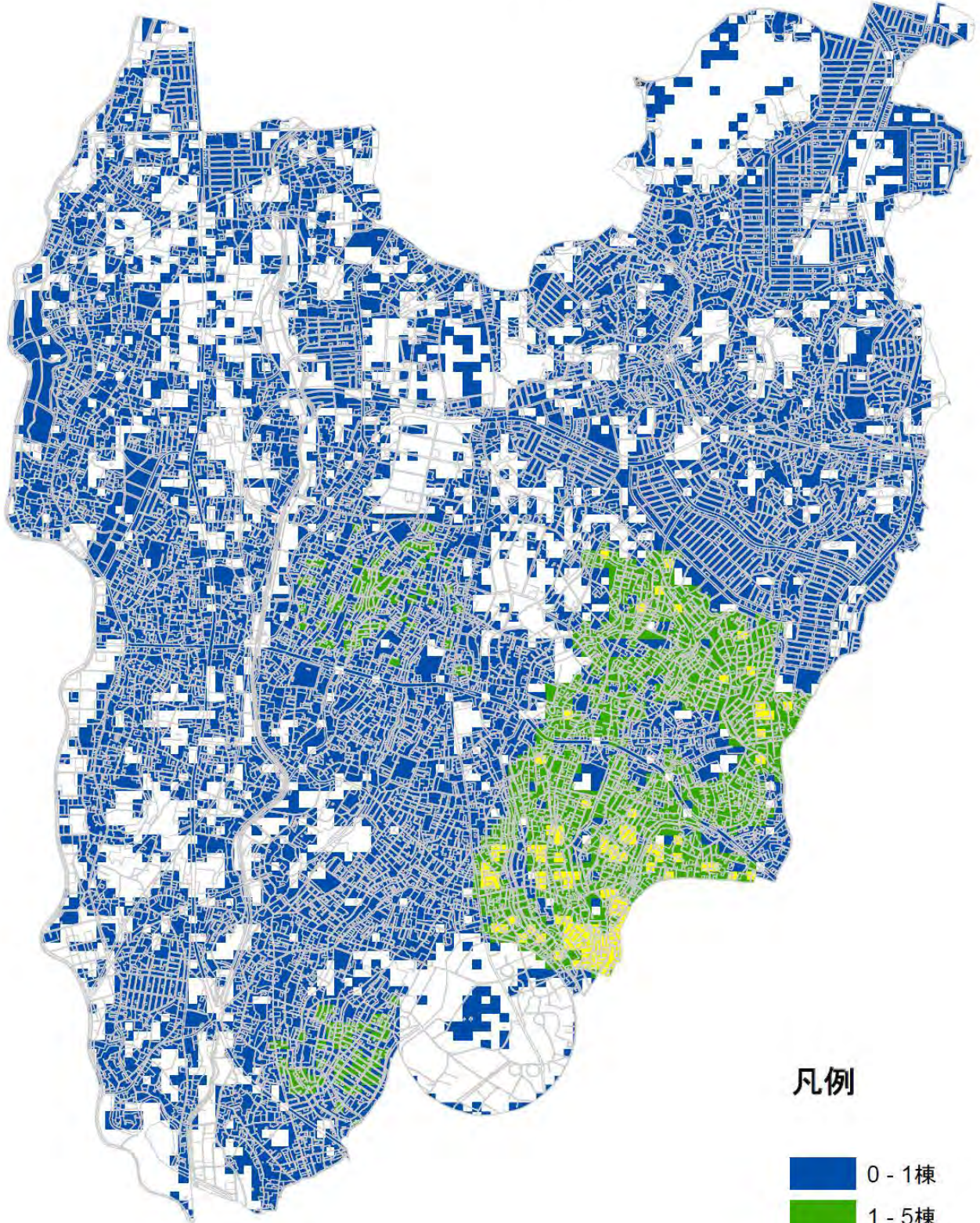
南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ: 泉区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:22000

焼失棟数図



4 泉区の被害状況一覧

【想定シナリオは平日18時（ライフライン被害を除く）】

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震
横浜市	震 度	震度5強～7 (市内広い範囲で震度6強以上の揺れ)	震度4～6強	震度5弱～6弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	137,100	28,477	2,407
	火災による焼失棟数(棟)	77,654	13,035	5
	建物の倒壊による死者(人)	1,695	217	3
	建物の倒壊による負傷者(人)	19,913	4,463	347
	火災による死者(人)	1,548	242	0
	火災による負傷者(人)	1,778	331	0
	避難者(人)	577,307	233,966	100,411
	上水道の断水世帯数(世帯)	398,835	234,187	92,930
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	72,912	34,329	19,856
	電力の停電世帯数(世帯)	266,246	62,498	91
	電話の不通世帯数(世帯)	54,144	13,055	13
	都市ガスの供給停止件数(件)	1,157,296	242,014	0
泉区	震 度	震度6弱～6強	震度5弱～6弱	震度5強～6弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	6,239	128	211
	火災による焼失棟数(棟)	3,339	250	0
	建物の倒壊による死者(人)	45	0	0
	建物の倒壊による負傷者(人)	679	14	22
	火災による死者(人)	55	4	0
	火災による負傷者(人)	63	5	0
	避難者(人)	22,455	3,687	4,454
	上水道の断水世帯数(世帯)	11,839	3,284	4,488
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	2,268	821	841
	電力の停電世帯数(世帯)	9,608	326	0
	電話の不通世帯数(世帯)	1,128	38	0
	都市ガスの供給停止件数(件)	36,064	0	0

第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を有効に発揮して震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、区は、区民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するための体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る（自助）」の観点から、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料、飲料水、トイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めるとともに、区又は市が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

また、「皆のまちは、皆で守る（共助）」の観点から、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図り、区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

また、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

区民の生命、身体及び財産を震災から守るためには、区及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取組みを推進します。

この章では、防災力を強化するにあたって、必要な施策について定めています。

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室と各区役所、YCAN(庁内LAN)を通じて、各種気象注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び市内で発生した被害の集計等を行うシステムです。

また、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）をWebサイトに掲載し、インターネットで区民等がその情報を確認できる機能を備えています。

2 防災行政用無線網

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

3 高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）

消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署及び病院等の関係機関を大容量光回線で結び、本市及び関係機関からの情報を集約、ビジュアル化した上でこれらの映像を共有します。また、携帯電話網を利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握することができます。

4 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

5 緊急地震速報

市庁舎等の公共施設に緊急地震速報の受信設備を導入し、受信した際の行動マニュアルを整備しています。

6 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

(1) 災害時優先電話指定

発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う施設等の災害時優先電話の指定を6回線受けています。

(2) 防災行政用無線及び衛星携帯電話などの整備・更新

情報受伝達手段の多重化を図るため、停電や電話回線の輻そう等が発生した場合でも活用可能な防災行政用無線及びデジタル簡易無線、衛星携帯電話を配備しています。なお、防災行政用無線については、関連機器の更新等を定期的に行います。

(3) 特設公衆電話線の整備

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に特設公衆電話線を整備しています。また、整備した特設公衆電話は、地域防災拠点において他の通信手段が途絶した場合など、区災害対策本部との情報伝達手段として必要に応じて活用します。

(4) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会泉区支部との連携強化

アマチュア無線は、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会泉区支部との連携を強化しています。

(5) インターネットFAXの整備

災害警戒区域内に位置する要援護者施設への避難勧告等の迅速な情報伝達を目的として、インターネットFAXを整備しています。

7 情報受伝達に関する計画等の策定及び訓練等の実施

泉区長は、災害発生時等に行う情報受伝達に関し、通信機器使用不能時の対策も含めた計画等を事前に定めておくこととします。

また、泉区長は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、策定した計画等を訓練において検証し、適宜、必要な修正を行うとともに、職員への研修を実施します。

第2節 消防の体制

1 泉消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が発災現場に到着できるよう、区内には消防署と4箇所の消防出張所を配置しています。また、大規模地震発生時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車を保有しています。

2 泉消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、消防団には活動拠点となる20の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを23基配備しています。

第3節 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、区民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

なお、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。

また、在宅医療資材等の特殊品目については、自己備蓄を原則とします。

1 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所(消防出張所備蓄庫)、西部方面別備蓄庫等に備蓄されています。それぞれの役割・整備計画等は、次のとおりです。

区分	役割等	整備状況(令和2年4月)
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	区内 23 箇所及び県立横浜ひなたやま支援学校(瀬谷区)
区役所災害用備蓄庫	1 地域防災拠点への補給物資基地 2 帰宅困難者用物資の備蓄	泉区総合庁舎
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	緑園消防出張所
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	西部方面備蓄庫(旭区)
広域避難場所備蓄庫	広域避難場所利用時に備え、 仮設トイレ資機材等を備蓄	広域避難場所内または近隣学校敷地内

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災区民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が期待できることを踏まえ、避難者1人あたり2食分を備蓄し、計画的に更新しています。加えて、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレトペーパーや、冬季の発災に備えた高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケットなどの生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳児への対策

高齢者については、おかゆを1人あたり2食分備蓄するほか、スープを1人あたり1食分備蓄します。

乳児については、粉ミルク(アレルギー対応のものを含む)を、1人あたり1セット(3日分)備蓄します。また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

(1) 区役所の備蓄

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰(350ml)、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を備蓄します。

(2) 事業所の備蓄

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

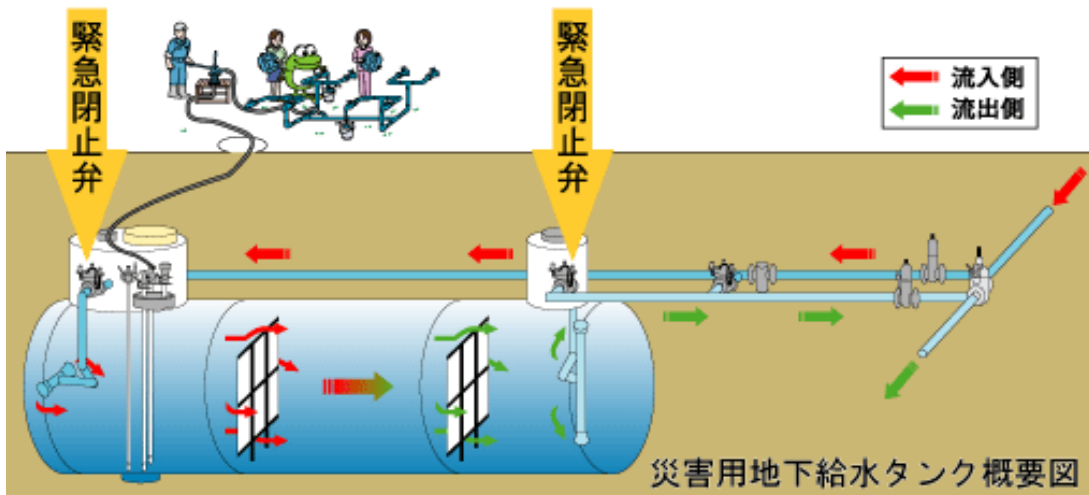
5 水の確保

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要です。泉区では、区内9か所に整備された災害用地下給水タンクに飲料水を確保しているほか、水缶詰の備蓄等を進めています。

なお、水道局では各家庭で「1人1日3リットル、最低3日分で9リットルの飲料水」の備蓄促進を広報するとともに、備蓄用として1本500mlの水の缶詰「横浜水缶」を箱単位で販売しています。

(1) 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、原則として区民の共助により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。

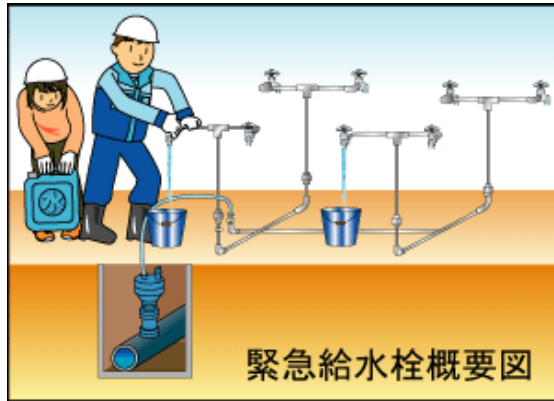


容量	区内設置場所	
60m ³	泉が丘中学校	葛野小学校
	いずみ野中学校	岡津小学校
	中田中学校	中和田小学校
	領家中学校	緑園東小学校
100m ³	県営いちょう団地	

(2) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に応急給水装置を取り付けて給水する施設で、地域防災拠点、区役所、公園等に設置しています（平成17年度整備完了）。

水道局職員は発災後、緊急給水栓までの管路を優先して復旧・確認等を行い、発災後おおむね4日目以降に、断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。開設後はのぼり旗が設置されます。



区内設置場所			
泉が丘中学校	飯田北いちょう小学校	いずみ野中学校	和泉小学校
岡津中学校	上飯田小学校	中田中学校	新橋小学校
中和田中学校	中和田南小学校	領家中学校	緑園東小学校
しらゆり公園	西が岡二丁目公園	領家三丁目公園	泉区総合庁舎
緑園都市駅前			

(3) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点への避難者及び帰宅困難者の飲料水として、地域防災拠点、区役所及び帰宅困難者一時滞在施設等に水缶詰（350ml）を備蓄しています。

地域防災拠点	2,000 缶/拠点
区役所	10,000 缶
帰宅困難者用（一時滞在施設及び区役所）	受入れ想定者1人あたり1缶（350ml）

(4) 災害応急用井戸の指定、活用

井戸の所有者の協力により、震災時に地域住民が活用する井戸については、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレート掲げていただいています。



(5) その他

ア 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

区内整備箇所			
飯田北いちょう小学校	いずみ野小学校	新橋小学校	上飯田中学校
伊勢山小学校	東中田小学校	旧いちょう小学校	下和泉小学校
中田小学校	上飯田小学校		

※旧いちょう小学校の受水槽は飲料水としての使用はできません。

イ 雨水利用施設の整備

震災時、防災上重要な拠点となり、建築規模の面からも導入が適している小中学校舎、区庁舎、消防庁舎等において、雨水利用施設(貯留槽)の整備を進めます。

ウ 消火栓の活用

災害時地下給水タンクや緊急給水栓がなく、受水槽の活用もできない地域防災拠点については、水道局職員による点検確認後に消火活動に影響のない場合に限り、拠点周辺の消火栓を活用します。対象の拠点には、専用の開栓器と応急給水装置の配布を進めています。

第4節 その他の資機材の整備

1 水防用資機材

区分	保管場所	資機材の内容
水防用資機材	泉土木事務所	横浜市防災計画 「資料編」のとおり
崖崩れ災害活動用資材	岡津町資機材置場	

2 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ1,646個を健康福祉局(動物愛護センター他)、泉区役所生活衛生課及び動物病院に備蓄し、飼い主は震災に備え、平常時からケージ等の保有に努めます。

また、健康福祉局動物愛護センター及び泉区役所生活衛生課では、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示(鑑札・マイクロチップの装着等)、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

第2章 避難場所等

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所（地域防災拠点）

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

【指定避難所の一覧は、資料編 資料1を参照】

(1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な区内23箇所の市立小中学校を指定しています。（区民の避難先は瀬谷区の横浜ひなたやま支援学校を含む24箇所）

また、避難場所としてだけでなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

(2) 情報受伝達手段

被害情報や避難状況などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受伝達する通信手段としてデジタル移動無線機を地域防災拠点に各1台配置しています。災害時には、通常電話、電子メール、FAX、デジタル移動無線、特設公衆電話、デジタル簡易無線等のあらゆる手段を用いて情報受伝達を行います。

(3) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

(4) 地域防災拠点運営委員会の設置・運営

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

地域防災拠点は被災住民が一定期間生活し、物資の集配や情報収集の拠点になります。

この運営は、自治会・町内会を中心とした地域防災拠点運営委員会の住民が中心となって実施しますが、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点を円滑に運営できるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行い、地域防災力の向上に努めます。

また、地域防災拠点での訓練等には、泉区防災ライセンスリーダー連絡会及び横浜市アマチュア無線非常通信協力会泉区支部など地域の方の技術や知識を活用しています。

2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や大規模火災など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす地域防災拠点に指定されている小中学校を指定緊急避難場所として指定しています。

※指定されている緊急避難場所の開設は、災害の規模等により判断し、必要な数を開設します。

異常な現象種類（災害対策基本法施行令第20条の4）

① 洪水 ② 崖崩れ ③ 高潮 ④ 地震 ⑤ 津波 ⑥ 大規模な火災 ⑦ 内水※ ⑧ 火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

【指定緊急避難場所の指定状況は、資料編 資料2を参照】

泉区地域防災拠点 防災備蓄庫資機材リスト

食料・飲料水			
品目	計画数量	品目	計画数量
クラッカー	1000食	スープ(味噌汁を含む)	220食
缶入り保存パン	1000食	粉ミルク	20缶
水缶詰	2000缶	ほ乳瓶	40本
おかゆ	460食		
燃料			
品目	計画数量	品目	計画数量
灯油	10ℓ	アルカリ乾電池(単一)	2本
ガソリン(1ℓ)	17缶	アルカリ乾電池(単二)	14本
4サイクルエンジンオイル(1ℓ)	2缶	アルカリ乾電池(単三)	18本
混合ガソリン(1ℓ)	2缶	アルカリ乾電池(単四)	354本
2サイクルエンジンオイル(1ℓ)	1缶	燃料用大型コンテナボックス	1台
ガスポンペ(ガス式発電機1台に対し12本)	3台配備 → 36本 4台配備 → 48本		
防災資機材			
品目	計画数量	品目	計画数量
非常灯	1台	災害用自転車	1台
ハンドマイク	2台	ビブス(青)	10枚
文房具セット	一式	ビブス(橙)	10枚
工具セット	一式	多言語表示シート	一式
ヘルメット	10個	生活衛生ポスター	一式
防災無線電話機	1台	保健衛生ポスター	一式
デジタル移動無線延長コード(200m)・リール	1基	障がい者等コミュニケーションツールキット	一式
掲示板	1台	A3アタッシュケース(黒)	1個
品目	計画数量	品目	計画数量
エンジンカッター	2台	ワイヤーカッター	5本
防塵眼鏡	2個	スコップ	5本
革手袋	2組	大ナタ	5本
つるはし	5本	金属はしご	1本
てこ棒	5本	掛矢	2本
のこぎり	7本	リヤカー	2台
大ハンマー	5本	担架	10本
大バール(90cm)	10本	応急担架用ポール	10本
小バール(60cm)	2本	松葉杖	5組
レスキュージャッキ 又は 自動車用ジャッキ	レスキュー⇒1台 自動車用⇒5台	救急箱(大)(15~20人用)	1セット
ロープ	5本	救急箱(小)(5人用)	1セット

品目	計画数量	品目	計画数量
ガソリン式発電機	4台	防災ラジオ	2台
ガス式発電機	3台 ※小学校拠点4台	手回し発電式ラジオ	1台
投光器	5台	手回し発電式ラジオ(Sony)	1台
電源コードリール	5台	KBライト(手回し充電ライト)	2台
ヘッドライト	10個	特設公衆電話用電話機	2台
LEDランタン	80台	特設公衆電話用電話コード	2本
特定小電カトランシーバー(icom)	2台	アマチュア無線機用アンテナ	一式
特定小電カトランシーバー(ケンウッド)	3台	多機能LED照明	2本
品目	計画数量	品目	計画数量
簡易テント	2基	赤外線オイルヒーター	2台
グランドシート	10枚	緊急用畳ロール	4本(A/パターン拠点) 2本(B/パターン拠点)
保温用シート	100枚	折り畳み車いす	0台(A/パターン拠点) 1台(B/パターン拠点)
毛布	100枚	更衣用テント	緑×2、青×1
アルミブランケット	240枚	ワンタッチパーテーション	2台
サバイバルブランケット	15枚	避難所用テント(1人用)	1台
エアーマット暖(ポンプ1個付)	60個		
品目	計画数量	品目	計画数量
簡易式トイレ便座	8台	ゴミ袋(90ℓ)	100枚
トイレパック	5,000セット	手指消毒剤ウィル・ステラVH(1ℓ)	4本
トイレトペーパー	192巻	清浄・除菌剤ジョキスト(500ml)	4本
お尻ふき	2ケース	フマキラー	2本
組立式仮設トイレ【和式1/洋式1】	2基	小人用紙おむつ	S:6パック M:2パック L:3パック
下水直結式仮設トイレ (ハマッコトイレ)	5基	小人用紙パンツ	M:5パック L:4パック B:4パック
マスク(普通サイズ)	50枚	大人用紙おむつ	S/M/L 各1パック
マスク(小さめサイズ)	50枚	大人用紙パンツ	S/M/L 各2パック
立入禁止テープ	1本	生理用品	昼12パック 夜8パック
S字フック	8個		
品目	計画数量	品目	計画数量
給水用水槽(1t)	1基	ガスマッチ	2本
災害非常用ポリタンク(20ℓ)	15個	バケツ(10ℓ)	20個
移動式炊飯器(小学校拠点のみ)	1台	アルミ寸胴なべ	2個
ガスかまどセット(中学校拠点のみ)	2基	ビニール袋(20ℓ)	600枚
鋳物LPガスコンロ	2台	ビニール手袋	100枚
薪燃料かまどセット	2台		

※上記の他、軽可搬ポンプ、下水道直結式仮設トイレ、災害用地下給水タンク資機材及び受水槽用蛇口が一部の拠点に配備されている。

第2節 広域避難場所

広域避難場所は、地震に伴い大火災が発生し、延焼拡大した場合、火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地を指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでの「長くても数時間程度」と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などは備蓄していません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点が中心となります。

泉区内において、避難する必要が発生した場合の広域避難場所は下記のとおりです。

広域避難場所		
市営上飯田団地	県営いちょう団地	中田町 2919 番地付近耕地一帯
旧深谷通信所	戸塚カントリークラブ一帯	和泉町 6606 三協木工所周辺

第3節 その他の避難場所等

1 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活が難しい方の二次的な避難場所として、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定しています。

福祉避難所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄しています。

福祉避難所への避難については、区役所の専門職（保健師）などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、必要性を判断したうえで受入れを行います。

【福祉避難所の一覧は、資料編 資料3を参照】

※ 市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。

2 帰宅困難者の一時避難場所・一時滞在施設（区内8施設）

地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全を確保し、災害関連情報を提供するための一時避難場所を選定しています。

また、災害発生時に、どの一時滞在施設で受入れ可能かなどの情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム（帰宅困難者一時滞在NAVI）」を整備しています。

帰宅困難者一時滞在施設（泉区）		
施設名	住所	最寄駅
泉公会堂	泉区和泉中央北 5-1-1	いずみ中央駅（相鉄）
テアトルフォンテ	泉区和泉中央南 5-4-13	いずみ中央駅（相鉄）
下和泉地区センター	泉区和泉が丘 1-26-1	下飯田駅、立場駅（市営地下鉄）
上飯田地区センター	泉区上飯田町 3913-1	いずみ野駅（相鉄）
中川地区センター	泉区桂坂 4-1	弥生台駅（相鉄）
立場地区センター	泉区中田北 1-9-14	立場駅（市営地下鉄）
泉寿荘	泉区西が岡 3-11	弥生台駅（相鉄）
葛の湯	泉区中田南 5-1-16	踊場駅、中田駅（市営地下鉄）

※葛の湯については、帰宅困難者一時滞在NAVIでは表示されません。

※各施設は帰宅困難者一時滞在施設のほか、地域防災拠点等において避難者が多く発生した場合等における補完施設として、柔軟に活用することを想定しています。

3 補充的な避難所

泉区長は、地震により多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難場所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。泉区では、平成31年1月に区内県立高校3校と協定を締結しています。

4 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所（地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した避難者の安全が確保できる場所）で、一時的に避難して災害状況を確認するほか、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集まる場所です。（広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。）

第3章 緊急輸送路

第1節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。

また、緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

1 第1次緊急輸送路

緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路です。

【泉区内第1次緊急輸送路】 ※【主】：主要地方道

県道22号 横浜伊勢原（長後街道）
【主】環状4号線

2 第2次緊急輸送路

第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路

【泉区内第2次緊急輸送路】 ※【都】：都市計画道路

【都】鴨井上飯田線
県道401号 瀬谷柏尾（阿久和街道）
県道402号 阿久和鎌倉（かまくらみち）

3 土木事務所長選定路線

第1次及び第2次緊急輸送路を補完するため、泉土木事務所が認めた幹線道路など

【都】中田さちが丘線
県道218号 弥生台桜木町線
県道402号 阿久和鎌倉（かまくらみち）

第2節 建設業協会との連携

泉土木事務所と社団法人横浜建設業協会（泉区会）は、災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うために、会合や訓練などを定期的に行っています。

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、発災時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の連携

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割

太枠：人命にかかわる対応

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入	身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅避難 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難）	自宅の補修、建て替え
	家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施		疎開
	家族等との連絡方法の確認		
	災害危険箇所・避難所等の確認		
	防災訓練への積極的な参加		
	基本的な防災知識の習得		
	食料・飲料水等の備蓄（最低3日分）		
	帰宅困難者にならないための事前の備え（個人）		
共助	災害危険箇所・避難所等の確認	住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制	
	いっとき避難場所の選定		
	近隣住民の安否確認方法の確認		
	災害時要援護者の見守り		
	・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援）		
	食糧・物資の協定（事業所と地域間等）		
	帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食料・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備		
公助	ハードの整備 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 ・防潮堤、護岸の整備 ・海拔標示 ・津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備	市・区本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 消防隊、消防団による消火活動 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 ・災害医療拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導 学校児童・生徒の留め置き 臨時休校措置 被災者の生活援護 ・生活相談 ・職業のあっせん ・各種支援金 ・見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、り災証明の発行 ・公共料金の減免 ・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 震災復興本部の設置 ・震災復興ガイドラインの策定 ・都市復興の基本方針の策定 ・震災復興基本計画の策定 ・地区別整備計画 ・地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援	
	制度・仕組みづくり 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上		

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

区民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、区職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、地域防災拠点を担当する職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

- (1) 防災マップ等の広報媒体の作成・配布
- (2) 泉区防災講演会や泉区防災フェア等の啓発イベントの実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 区連会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (5) 防災まち歩き、減災説明会、防災減災推進研修（支援編）等における、地域防災の取組み支援

3 横浜防災ライセンスリーダー

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーには、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

また、防災ライセンスリーダーの知識・技術の向上を目的とした研修等のフォローアップを行うことにより、より一層地域防災において力を発揮できるよう取組を進めます。

ライセンスの種類には、

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があります。

ライセンスの種類及び取り扱う防災資機材

ライセンス名称	取り扱う防災資機材（講習内容）
(1) 生活資機材取扱リーダー	移動式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレの取扱方法（実技）
(2) 救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機の取扱方法（実技）
(3) 資機材取扱指導員 （(1)、(2)の指導者）	ア 横浜市の防災行政（講義） イ 指導者としての心得（講義） ウ 生活資機材と救助資機材の取扱の指導方法（実技）

4 学校防災教育の推進

児童・生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方等について、教育計画に基づき、体系的・継続的な学校防災教育を支援します。

また、学校・PTAの協力による訓練等の実施や地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

5 家庭防災員への研修

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

第3節 区民のとりべき措置

区民のとりべき措置

項目	主な内容
区民のとりべき措置	<ol style="list-style-type: none">1 日頃から出火防止措置の推進に努める。2 消火器などの消火用具を準備しておく。3 建物の耐震化や不燃化に努める。4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。5 危険なブロック塀などの改善に努める。6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備する。8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置を促進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を促進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。この場合、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。

また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。

区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

区民、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的として、図上訓練・実動訓練等の様々な防災訓練を実施します。

1 行政機関が実施する訓練

区役所、消防、警察、地域防災拠点及び防災関係事業者等との訓練を実施し、各機関の関係を強化し、災害対応力の向上を図るため、泉区災害対策本部運営訓練を年2回実施します。また、初動対応や情報受伝達等の個別訓練や図上訓練の実施に努めます。

2 学校で実施する訓練

児童生徒の安全を確保するため「発災型訓練」「児童生徒の学校留め置き訓練」等を実施します。また、地域防災拠点運営委員会との連携についても十分配慮します。

3 地域で実施する訓練

(1) 町の防災組織における訓練

平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を実施し、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、町の防災組織と地域防災拠点が連携して、災害時要援護者に対する見守り活動などを実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

(2) 地域防災拠点訓練

地域防災拠点は、災害時における被災生活場所としての拠点、住民による救出・救護活動拠点、在宅被災生活者に対する情報発信拠点等の各機能が円滑となるよう、運営委員会が中心となって町の防災組織や防災ボランティア団体等と連携して訓練を実施します。

なお、訓練内容の構成等に関しては、地域防災拠点訓練マニュアルによるほか、各防災拠点を担当する各区役所職員等の支援により実施します。

4 区職員に対する訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、すべての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する訓練に、当該拠点の拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 災害ボランティアセンター等との連携体制の強化

区ボランティア班は泉区社会福祉協議会及び泉区災害ボランティア連絡会等の間で役割等について協議し、日常から顔の見える関係づくりを推進します。

2 災害ボランティアセンターの設置

区本部は、ボランティアセンターの設置について、泉区社会福祉協議会と協議のうえ、泉区災害ボランティアセンターを設置します。

3 災害ボランティアセンターの活動

ボランティアの受入れやニーズ等の収集や調整は、泉区社会福祉協議会、泉区災害ボランティア連絡会及び区本部ボランティア班が協力して行います。

4 ボランティアが活動しやすい環境の確保

区本部ボランティア班は被災地の状況等を把握し、必要な情報を提供するなど、ボランティア活動が円滑に行えるよう連絡・調整を行います。

5 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から横浜市災害対策本部（以下「市本部」という。）を通じて「アマチュア無線非常通信協力会泉区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

6 区における体制づくり

ボランティア活動は、被災した地域に入って展開されるため、災害ボランティアセンターが区単位で必要となります。区長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする泉区災害ボランティア連絡会や社会福祉協議会等の活動を支援します。

ア 顔の見える関係づくりの推進

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、泉区災害ボランティア連絡会、NPO、地域防災拠点、社会福祉協議会等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

区長は平常時から、地域防災拠点運営委員会連絡協議会、区災害ボランティア連絡会、ボランティア団体、区社会福祉協議会等と協力し、防災訓練や災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

イ 泉区災害ボランティア連絡会等との連携体制の強化

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市（泉区）、社会福祉協議会、災害ボランティア連絡会間での位置づけを協定書等により明確にします。

第5章 災害に強い地域づくり

震災の体験者の多くの方が、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど、隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による応急活動が被害の拡大防止及び軽減に大きな力を発揮しました。

また、岩手県釜石市では、日頃から学校と地域が連携して津波避難訓練に取り組み、地域全体の避難意識が醸成されていたため、東日本大震災時に小・中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、また、その避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例がありました。

区では、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 泉区防災連絡協議会

- (1) 災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として、泉区防災連絡協議会を設置しています。
- (2) 泉区防災連絡協議会は、泉区防災計画の策定や修正を行うとともに、防災訓練の実施、防災意識の醸成及び町の防災組織の育成に関する下記の取組を推進します。
 - ア 区域内の防災対策の推進
 - イ 防災知識の普及
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 応急対策の推進（人命救助救出、被害情報の収集、地域住民への情報伝達、被災者の収容及び避難所の運営、応急救護所設置及び応急救護活動、食料・緊急救援物資の輸送、その他必要事項についての協議）
 - オ 区内主要駅等における混乱防止策
 - カ その他必要な事業
- (3) 泉区防災連絡協議会の構成は、別表のとおりです（資料編 資料4を参照）。

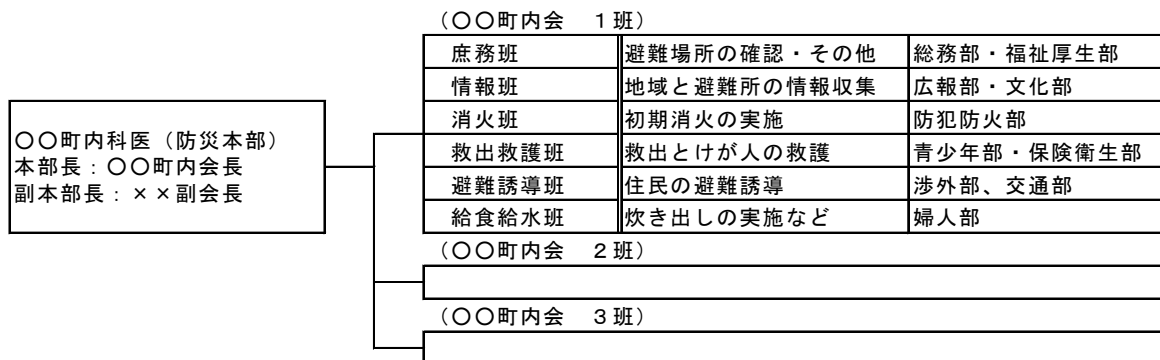
2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所及び消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

- (1) 町の防災組織の取組
 - ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - イ 防災知識の普及に関すること。
 - ウ 防災訓練の実施に関すること。
 - エ 情報の収集及び伝達に関すること。
 - オ 出火の防止及び初期消火に関すること。
 - カ 救出救護に関すること。

- キ 避難誘導に関すること。
- ク 給食給水に関すること。
- ケ 市民が任意に設置した避難所の支援に関すること。
- コ 地域防災拠点との連携に関すること。

< (例) 町の防災組織構成 >



(2) 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全確保などの自助から始まり、いつとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そのため、平常時から自治会・町内会等を中心とする町の防災組織で啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動を促進します。

(3) いつとき避難場所の選定

いつとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。

項目	選定基準の内容
いつとき避難場所の選定基準	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所とすること。 2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有すること。

※地域住民がいつとき避難場所に集まる基準は町の防災組織等において設定します。

3 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に安全かつ秩序ある避難生活の維持が行えるよう、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

(1) 地域防災拠点運営委員会の主な活動

項目	地域防災拠点運営委員会の主な活動
運営委員会の組織・運営	<p>1 平常時の主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難場所運営方法等の打ち合わせ及び運営マニュアルの作成 (2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会・講習会の開催 (3) 防災訓練の実施及び参加 (4) 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚 (5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成 (6) 地域のボランティア団体との連携 (7) その他地域防災力の向上に必要な事項 <p>2 震災発生時の主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て (2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導 (3) 防災資機材等を活用した救出・救助 (4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護 (5) トイレ対策の実施（トイレ使用方法の決定・設置、清掃、防疫対策などの環境衛生） (6) 備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し (7) 地域の被災情報の収集及び生活情報の収集・広報 (8) 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付 (9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供 (10) 防犯パトロールの実施 (11) その他必要な事項

(2) 地域防災拠点の訓練

地域防災拠点が災害時に「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うために、図上訓練（Dig訓練等）や実動訓練を行います。実動訓練に際しては地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員が訓練を支援して実施します。

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

運営委員会相互の緊密な連携を図るため、泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

第2節 災害時要援護者対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた災害時要援護者対策を推進します。

2 災害時に備えた事前対策

(1) 地域の中で「災害から要援護者を守る」ための取組の推進

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策（自助）について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」こと（共助）について普及啓発します。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員及び近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 地域で「災害から要援護者を守る」取組の推進を支援するための区の取組

区長は、日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に同意方式または情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として地域防災拠点等に区の保有している要援護者名簿を提供します。この名簿には、地域に個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

方 法	概 要
手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式
同意方式	区役所から対象者へ、地域の防災組織に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式
情報共有方式 （条例を根拠にした情報）	区役所から対象者へ、地域の防災組織に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

利用者の安全を確保するため、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じ、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、夜間、休日など職員が少ない状態における災害対応についても配慮した訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。

また、地震への備えとして、最低3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等の備蓄を推進します。

3 地域との連携強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会町内会、企業等との災害時における避難の協力等の連携を強化します。

第4節 事業者の防災体制の確立

事業者は、その社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない、また、区の実施する防災対策について積極的に協力するよう努めます。

更に、事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第6章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童・生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導體制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。併せて、該当校の地域防災拠点運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。

学校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

3 地域防災拠点運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所の運営方法、役割分担、救急処置体制、学校再開準備などについて、当該地域防災拠点運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難場所となる事態に備えます。また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童・生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制を整備します。

5 応急医療

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備しています。

また、地域防災拠点運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース(体育館の一画や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。

第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

児童・生徒に対して、防災ハンドブック等を活用した防災教育・訓練を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の応急対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童・生徒数を把握しておくとともに、あらかじめPTAと協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童・生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本

人命を守ることをはじめとして、発災後必要となる応急活動は一刻も早い対応が求められることから、対応の遅れは更に被害を拡大し、回復困難な事態を招くことにもつながります。

そのため、行政はもちろんのこと、地域、事業者、更には市民一人ひとりに至るまで、全て「時間との競争」であることを意識し、刻々と変化する状況を的確に把握し、あらゆる場面において、その時の状況に応じた迅速な対応をとることが重要です。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、対応します。

1 人命確保最優先

災害応急対策の最も重要な目標は人命を守ることであり、発災後72時間は極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分します。

2 消火活動の優先

火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先します。

3 情報受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、本市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達します。

4 関係機関等との連携

(1) 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、収集した情報に基づき、国、県、協定締結都市等関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立します。

(2) 市民、事業所等

市民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立します。

5 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施します。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 区災害対策本部等の設置

1 泉区災害対策本部の設置

区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、次の場合、速やかに泉区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。））に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害対策を実施し、被害を最小限に止めます。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区長が認めたとき。

2 泉区警戒体制

次の場合、区長は、警戒体制をとります。

- (1) 市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (2) 気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べ平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

配備基準	動員対象者
上記(1)及び(2)に該当する場合	副区長 総務課長 庶務係長 危機管理・地域防災担当係長 予算調整係長 統計選挙係長 危機管理担当職員 その他副区長の指名する職員

3 区本部等の代替施設

区本部長は、区庁舎が地震の揺れによる被害等で使用できなくなり、本部を設置できない場合は、災害時協定に基づき、使用可能な施設を代替施設として活用します。

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「警戒宣言」「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 組織・運営

1 区本部の組織

(1) 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

区役所部長、資源循環局泉事務所長、泉土木事務所長、泉消防署長及び水道局三ツ境水道事務所長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
泉土木事務所地区隊	泉土木事務所長
資源循環局泉事務所地区隊	資源循環局泉事務所長
水道局三ツ境水道事務所地区隊	水道局三ツ境水道事務所長

イ 消防地区本部長は泉消防署長をもって充てます。

2 職務権限

(1) 区本部長（区長）

ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令

ウ 各地区隊長（泉土木事務所長、資源循環局泉事務所長、水道局三ツ境水道事務所長）及び消防地区本部長（泉消防署長）への指示又は要請

エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 各地区隊長及び消防地区本部長

ア 所管する災害応急対策を実施

イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応

ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(3) 区副本部長

ア 区本部長の補佐

イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

(4) 区本部各班長（課長）

班員に対する指示

- (5) 班員（係長及び職員）
班長の指示に基づく災害応急対策

3 運営

- (1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- (2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部長に報告します。
- (3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- (4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- (5) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- (6) 区本部会議には、必要に応じて、泉区防災連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- (7) 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

4 区本部等と消防地区本部の連携

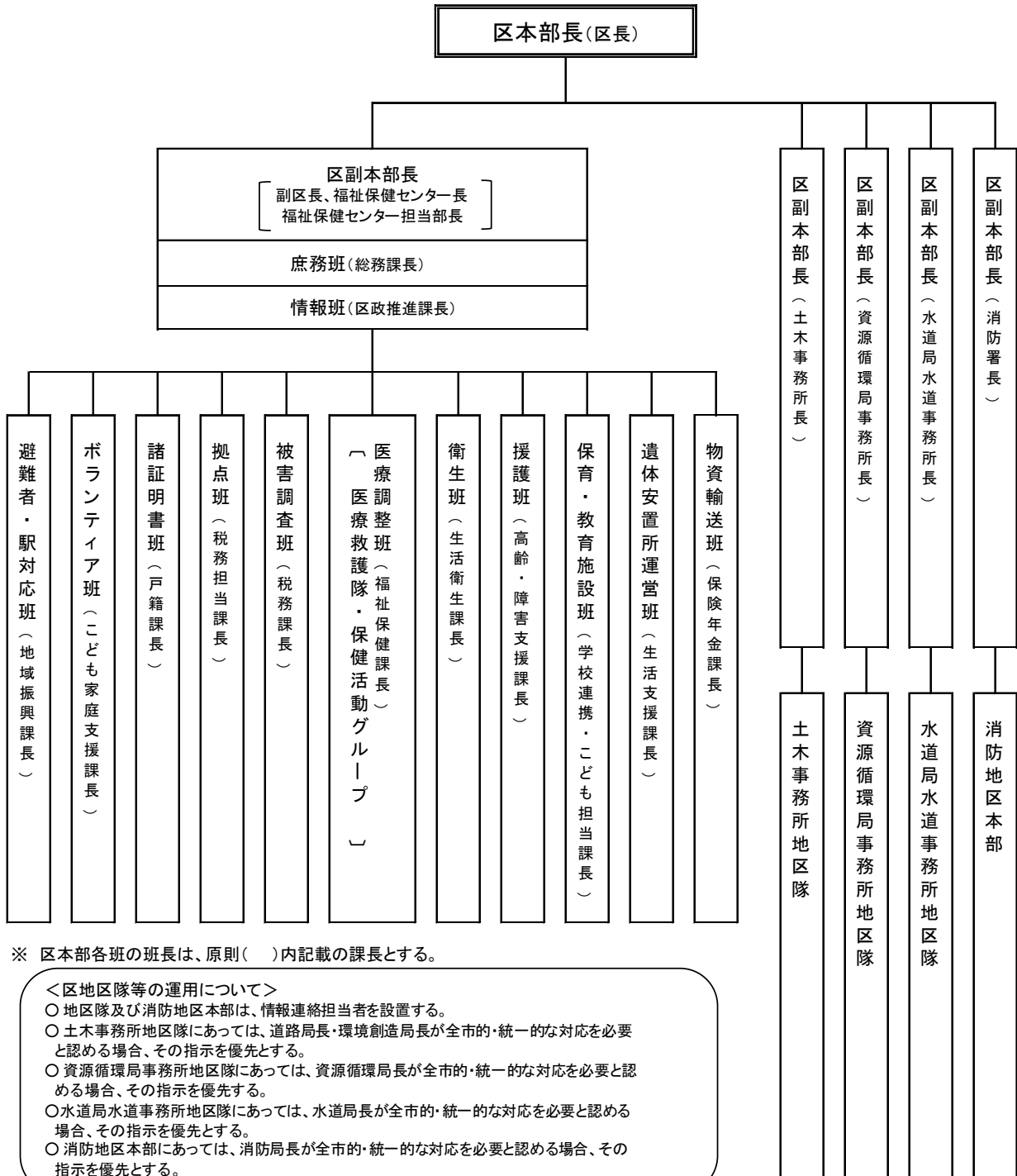
夜間・休日等に大規模な災害等が発生した場合、区本部等の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部等に代わって次の事項を実施します。

- (1) 初期情報の提供
消防地区本部から区本部庶務班長に発災初期の情報を連絡します。
- (2) 情報の収集・集約
消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（泉土木事務所地区隊等）から収集した情報を消防地区本部で取りまとめます。
- (3) 区民への情報提供
広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

5 班体制及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のとおり構成されます。

区災害対策本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則()内記載の課長とする。

<区地区隊等の運用について>

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班 (総務課)	1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難勧告等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 区本部職員の動員に関すること。 15 区本部職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関すること 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。 18 庁舎の管理保全に関すること。 19 所管車両の保全に関すること。 20 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関すること。 21 他の班の所管に属さないこと。 22 その他特命事項に関すること。	1～22 同左 23 区本部の予算経理に関すること。 24 区災害応急対策計画の策定に関すること。	1～24 同左 25 区災害復旧計画の策定に関すること。
情報班 (区政推進課)	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関すること。 3 応急対策活動の集約に関すること。 4 災害関連情報の広報活動に関すること。 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関すること。 6 通信機器等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 9 指定管理施設の被害状況に関すること。	同左	同左
避難者・ 駅対応班 (地域振興課)	1 広域避難場所及び帰宅困難者一時滞在施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関すること。 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関すること。 10 その他必要な事項に関すること。	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班 (子ども家庭支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。 3 必要なニーズ等の広報に関する事。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 	同左	同左
諸証明班 (戸籍課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 同左 2 倒壊建物等のり災台帳の作成に関する事。 3 倒壊建物等のり災証明の発行準備及び広報に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～3 同左 4 倒壊建物等のり災証明の発行に関する事。
拠点班 (税務課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域防災拠点の開設及び運営に関する事。 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、負傷者等)並びに運営支援、情報収集及び避難者ニーズ対応に関する事。 3 運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 地域住民への情報提供・広聴に関する事。 6 任意に開設された避難所の把握に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～6 同左 7 避難者の生活相談に関する事。 	同左
被害調査班 (税務課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 応急危険度判定調査の支援に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～2 同左 3 倒壊建物等の被害認定調査の準備及び広報に関する事。 4 倒壊建物等の被害認定調査の実施に関する事。 5 被害認定調査表の作成に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班 (福祉保健課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること（区災害医療連絡会議の開催を含む）。 2 医療機関の被害状況の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関すること。 4 医療救護隊の編成及び診療に関すること。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体の応援保健職員等の受入れ調整に関すること。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関すること。 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関すること。 	同左
衛生班 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関すること。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 3 生活衛生に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること。 	同左
援護班 (高齢・障害支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関すること。 5 その他要援護者の支援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～5 同左 5 要援護者を中心とした被災者の生活相談、福祉相談に関すること。 6 その他要援護者の支援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関すること 2～6 同左、 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 義援金に関すること。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保育・教育施設班 (こども家庭支援課)	1 園児の安全確保に関する事。 2 施設及び園庭の管理保全に関する事。 3 保育の早期再開に関する事。 4 園児の引渡しに関する事。 5 保護者への情報提供に関する事。 6 認可保育所、横浜保育室、家庭保育福祉員及びNPO型家庭的保育との連絡調整に関する事。 7 被災家庭支援のための保育所入所に関する事。	1～7 同左 8 園児の避難先の把握に関する事。	同左
遺体安置所運営班 (生活支援課)	1 遺体安置所の設置及び運営に関する事。 2 行方不明者の把握に関する事。 3 関係機関(県警、医師会、歯科医師会)との調整に関する事。	1～3 同左 4 引取人のいない遺体の焼骨に関する事。	同左
物資・輸送班 (保険年金課)	1 区集配拠点の設置及び運営に関する事。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事。	1～4 同左 5 不足救援物資等の把握に関する事。	同左
泉土木事務所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関する事。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事。 3 緊急輸送路等の確保に関する事。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事。 5 河川、下水道管きよ及び公園緑地の被害状況の把握に関する事。 6 河川、下水道管きよ及び公園緑地に係る応急対策の立案並びに実施に関する事。 7 工事箇所の保全に関する事。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関する事。	同左	同左
資源循環局泉事務所地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関する事。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関する事。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事。 4 トイレ対策班への応援に関する事。	同左	同左
水道局三ツ境水道所地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関する事。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事。	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 泉土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 資源循環局泉事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 水道局三ツ境水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第3章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 区本部設置時の配備体制

本市職員は、区本部が設置された場合等には、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意思決定
- (4) 市本部との連絡調整
- (5) 避難者対策

4 初動期における区本部体制

- (1) 動員計画に基づく局職員の区本部等への動員期間は、原則として発災から72時間までとし、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

- (2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに、被災者支援上必要な業務を継続します。

5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じる恐れがあるときは、市本部長に他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

本市職員は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに参集します。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集システム等を用いて報告します。

- (1) 警戒宣言の発令時
- (2) 市域に震度5強以上の地震が発生した場合（気象庁発表）
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合（気象庁発表）

※ 本市職員は、区本部が設置される場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段（自家用車を除く）を用いて、直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

2 動員区分及び動員先

- (1) 前記1(1)、(2)に該当する場合は、次の表のとおりあらかじめ定められた動員先に動員することとします。

【区職員】

動員区分		動員先
所属動員	所属する職場に動員します。	所属する職場 指定された地域防災拠点

【局職員】

動員区分		動員先	
直 近 動 員	所属動員	所属する職場に動員します。	所属する職場
	所属直近動員	所属する職場又は各区の事務所に動員します。（環境創造局及び資源循環局等）	所属する職場（時間内） 各区事務所等（時間外）
	区本部動員	区本部に動員します。	区本部
	拠点動員	地域防災拠点に動員します。	指定された地域防災拠点の区本部（時間内） 指定された地域防災拠点（時間外）
	市本部動員	市本部に動員します。	市災害対策本部

- (2) 前記1(3)に該当する場合は、次項のとおり動員することとします。

3 大津波警報及び津波警報発表時の勤務時間内外の動員先

- (1) 震度5強以上の地震が発生かつ津波警報及び大津波警報が発表された場合、原則として市域に震度5強以上の地震が発生した場合の動員区分及び動員先に基づき、動員します。

なお、地域防災拠点が津波浸水区域に所在し、津波が到達した場合は、区本部に動員します。

- (2) 震度5強以上の地震が発生せず、津波警報及び大津波警報が発表された場合は、次のとおり動員します。

ア 【区職員】

所属する職場に動員します。

イ 【局職員】

所属動員		所属する職場
所属直近動員		・所属する職場（時間内）・各区事務所等（時間外）
直 近 動 員	区本部動員	・関係8区に指定されている職員は、当該災害対策本部 ・関係8区以外の区に指定されている職員は、所属する職場
	拠点動員	・関係8区の地域防災拠点に指定されている職員は、当該災害対策本部 ・関係8区以外の区の地域防災拠点に指定されている職員は、所属する職場
	市本部動員	市災害対策本部

※関係8区：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始します。

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。

(2) 参集時の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。

(4) 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

第4章 情報の収集・伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区本部は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示す通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 加入電話及び庁内電話
- (6) アマチュア無線等
- (7) 情報収集の派遣

2 情報収集員

地区隊長及び各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたさせます。

また、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたさせることとします。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合には、市本部と区本部との情報受伝達はホットラインの活用を原則とします。

ホットラインが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については、本市の無線通信網を活用することとし、次いで、加入電話及び庁内電話、FAX、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民及び防災関係機関からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、対応・実施事項等を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 安否情報の提供等

1 安否情報の収集

安否情報の収集は、避難所において被災者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用します。

2 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口への書面提出により受け付けます。

また、受付にあたっては、照会者の氏名・住所、被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会をする理由等を明らかにし、照会者が本人であることを証明する書類を提示することとします。

3 安否情報の回答

安否情報の照会に対する回答については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、次の表の区分に応じて必要な情報を提供することができます。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができます。

第5節 災害時広報・報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、区民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進するため、地域防災拠点や必要な地域に対し、広報車や職員の派遣による災害時広報を実施します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は、消防局長に対し、ヘリコプターによる広報を要請します。

1 災害時広報

時間推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、地震概要、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活情報等について広報を行います。

また、広報の実施にあたっては、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施します。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の軽重に応じ市本部が行います。

第6節 広聴活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 要望等の処理

区本部において聴取した要望等のうち、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班にFAX等で連絡します。（広聴相談班FAX 045-663-3433）

3 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がり、必要な情報を提供し、問合せに対応します。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急活動

第1節 応急活動体制（公設消防）

1 応急活動の方針

(1) 消火活動の優先

地震発生の初期段階から非常用消防車を含めて運用可能なポンプ車及び人員を活用し、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

(2) 人命の救助・救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等が複合して発生するため、救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

2 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊、高所見張員等あらゆる手段を活用し、これに基づき、応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

3 消防団の応急活動体制

消防団の災害応急活動は、受持区域優先を原則とし、消防地区本部(消防署)、消防隊等と連携を密にし、消防団車両や資機材等を有効に活用して応急活動を実施します。

また、消防団員は参集途上に、情報収集、出火防止及び初期消火の呼びかけを実施します。

第2節 消火活動

1 消防隊等の消火活動（震災消火活動の基本）

項目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地下街などの対象を優先するものとします。
2 消火有効地域優先の原則	「消火有効区域」と「消火困難区域」で同時に火災が発生している場合は、「消火有効区域」を優先するものとします。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後に他の延焼危険部分の消火活動にあたるものとします。ただし、不特定多数の者を収容する対象物及び地下街等から出火した場合は、人命救助を優先とした活動を行います。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、報道機関、行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優先するものとします。

5 住民の安全確保優先の原則	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により火災の延焼を阻止するものとします。
----------------	-----------------------------------------------------------

2 消防団の消火活動

- (1) 火災発生時には、防火水槽やプール等の消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。
- (2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。
- (3) その他の消火活動は、団本部長又は地区本部長（消防署長）の指示により実施します。

3 自主防災組織の消火活動

- (1) 自宅の出火防止措置を実施し、家族の安全確保を図ります。
- (2) 消火器等の初期消火器具を活用し地域の初期消火活動を実施しますが、火災が拡大して危険となったときは、活動を中止して速やかに避難します。
- (3) 消防機関が到着したら火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

第3節 救助・救急活動

1 消防隊等の救助・救急活動

項目	内容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施します。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先します。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、障害者、高齢者等の要援護者を優先して実施します。
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助及び救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に実施します。
5 救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施する。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助、救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施する。

2 消防団の救助・救急活動

消火活動を行うことを原則としますが、受持区域に火災が発生していない場合は、救助・救急活動を実施するほか、消防隊等が行う救助・救急活動にも積極的に協力します。

3 自主防災組織の救助・救急活動

- (1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救出活動を実施します。
- (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 医療救護等対策

第1節 医療・保健提供体制

1 指揮体制

区本部の医療調整班は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

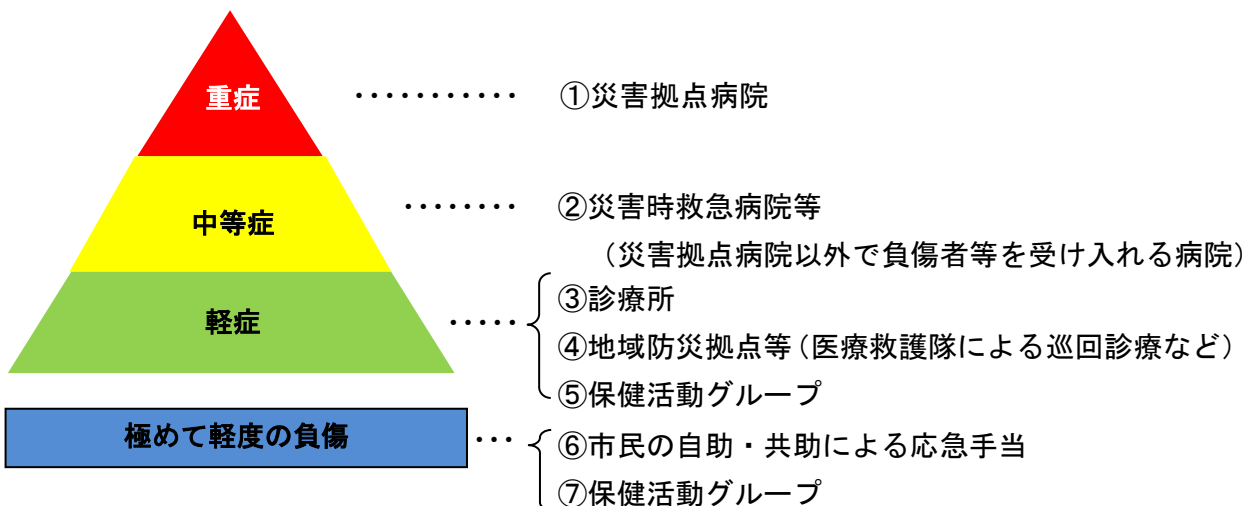
2 区役所の体制

- (1) 福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区本部医療調整班及び市本部医療調整チームは、区本部庶務班及び市本部運営チーム統括班を介することなく医療調整活動及び保険活動に関して指示、要望等を行うことができます。ただし、それらの事項については、速やかに区本部庶務班及び市本部運営チームに報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平常時から区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「泉区災害医療連絡会議」を設置し、情報共有を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、区本部医療調整班に集約され、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合については、医療活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に災害拠点病院が重症者に優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重症者以外の負傷者についてはその程度に応じて、災害拠点病院以外の病院（災害時救急病院等）、診療所、医療救護隊や市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

【重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ】



【泉区近隣の災害拠点病院】

	施設名称	所在地
①	横浜医療センター（戸塚区）	戸塚区原宿 3-60-2
②	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）	旭区矢指町 1197-1

【泉区内の災害時救急病院】

	施設名称	所在地
③	新中川病院	泉区池の谷 3901
④	医療法人横浜柏提会 戸塚協立リハビリテーション病院	泉区和泉中央北 1-40-34
⑤	医療法人光陽会横浜いずみ台病院	泉区和泉町 7838
⑥	湘南泉病院	泉区新橋町 1784
⑦	社会福祉法人 親善福祉協会 国際親善総合病院	泉区西が岡 1-28-1

4 情報通信体制

医療調整活動専用の非常用通信手段として、衛星携帯電話及びMCA無線機を区役所及び休日急患診療所に配備するほか、他の医療機関等に対するMCA無線機等の配備の推進及び広域災害医療情報システム（EMIS）を用いた情報共有網の構築を実施します。

5 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、震度6弱未満であっても、負傷者が多数発生し、応急救護が必要と認められる場合、区本部医療調整班は速やかに医療救護隊の編成を要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職（※1）	薬剤師	業務調整員（※2）
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは、看護師及び准看護師を指します。

※2 業務調整員は、職員をもって充てます。

(3) 医療救護隊の参集場所

医療救護隊の参集場所は、泉区役所を基本とします。

(4) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせ、地域防災拠点等の避難所で応急医療を提供します。

特に被害が甚大な地域には集中的に医療救護隊を派遣します。

(5) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で、要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

6 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

なお、地域医療搬送（市内搬送）については、下記に基づき対応します。

- (1) 医療救護隊で対応できない負傷者等は、最寄りの受入可能医療機関に收容する。
- (2) 区内の医療機関が收容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、区本部医療調整班は市本部医療調整チームに搬送先確保を要請する。
- (3) 市本部医療調整チームは、負傷者等の收容能力を超えた区から、負傷者等の搬送先確保について要請を受けた場合は、EMIS等を活用し、市内の受入可能医療機関の確保に努める。また、市内医療機関での受け入れが困難な場合は、県保健医療調整本部に受け入れ先の確保を要請する。
- (4) 市本部医療調整チームは、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な慢性疾患患者に安定した医療処置を提供するため、必要に応じて被災地外の受入医療機関及び移送手段の確保にあたる。特に人工透析患者が地域内で透析治療が受けられない場合は、県保健医療調整本部及び日本透析医会の災害情報ネットワークと連携し、治療先及び移送手段の確保に努める。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 薬局、休日急患診療所及び区役所に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局や休日急患診療所及び区役所に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を携行します。なお、薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

項目	医薬品等の種類	
薬局 休日急患診療所	医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、抗生物質製剤、局所麻酔剤、輸液製剤、血管拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒剤、慢性疾患薬等
区役所	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、固定副子等
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に処方可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

4 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整チームに対し、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出動を要請します。

項目	編成基準		活動
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	1 情報収集班（歯科医師2人）		1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。
	2 巡回歯科診療班		
	歯科医師	歯科衛生士	
	1～2人	1～3人	
必要に応じて歯科技工士等を加えます。			

第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第4節 生活衛生

区本部長（衛生班）は、健康福祉局長（健康安全班）及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地、避難所等に対して生活衛生に

関する活動を行います。

1 生活衛生広報

被災地、避難所等において生活衛生に関する事項について広報を行います。

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地、避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

3 感染症の予防

- (1) 感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。
- (2) 避難所等における感染症対策資機材を整備するとともに、感染症対策拡大防止の観点から3密（密集・密接・密閉）を回避するよう啓発を行います。

4 動物の保護収容

- (1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により実施します。
- (2) 区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

第5節 こころのケア対策

1 早期介入の重要性

震災による近親者の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。メンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健医療福祉への受信・相談方法等の情報提供について早急に取り組む必要があります。

2 こころのケアの実施

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また、職員のこころのケアについても十分に留意します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会を通じて、地域における情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行います。

(3) 市本部医療調整チーム等による支援

市本部医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受け入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行います。

第7章 応援派遣等の対応

- 1 防衛省（自衛隊）、緊急消防援助隊（消防）、広域緊急援助隊（警察）の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための広域応援活動拠点となる施設は、泉区では原則として次のとおりとします。

広域応援活動拠点（泉区）
県立横浜緑園高校（自衛隊）、県立松陽高校（警察）、県立横浜修悠館高校（消防）

- 2 区本部長は、市本部長から県立高校等を広域応援活動拠点として活用する旨の通報を受けたときは、事前に定めた各校の緊急連絡先に活用する旨を伝達します。
- 3 当該県立高校等を広域応援活動拠点として使用しない場合は、避難場所や物資集積所等として活用します。

第8章 被災者等の避難者対策

第1節 避難計画

1 避難の勧告及び指示

(1) 基準

避難の勧告及び指示（以下「避難勧告等」という。）は、地震発生後の災害の拡大により、住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に市長又は区長が実施します。

(2) 避難勧告等の実施者及び実施方法等

住民への避難勧告等は、避難勧告等判断・伝達マニュアルに基づき、区本部を構成する職員（区本部職員、泉土木事務所地区隊、泉消防地区本部、その他各地区隊など）が連携し、避難勧告等の公示、ツイッター、ホームページ、広報車、職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。また市本部により、津波警報伝達システム、Lアラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表などあらゆる手段を活用して伝達されます。

(3) 避難勧告等の報告

ア 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、市本部に対し、避難勧告の実施日時や対象地域、対象世帯数等を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告します。（解除のときも同様に報告します。）

イ 関係機関等への連絡

避難勧告等を実施したとき、区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(4) 避難勧告等の解除

区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により受け入れを行います。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 避難所

ア 地域防災拠点（指定避難所）

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が物資や情報を入手します。

イ 補足的避難所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補足的避難所を開設します。補足的避難所は状況に応じ、避難所未指定の中学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）を活用します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社会福祉施設等に福祉避難所開設を要請し、区本部長が必要と認めた要援護者等について受入れを行います。【福祉避難所の一覧は、資料編 資料3を参照】

(2) 避難・受入割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

(4) 在宅被災生活者及び任意の避難者

自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という）及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難所（車中泊避難を含む、以下「任意の避難所」という）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

ア 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等へ、その旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者及び地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（おおむね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断し、決定します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や運営委員会だけでは避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い、避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童・生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」（※）に指定されている教職員は、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会委員との連携を図り、児童・生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で運営に携わります。

※ 避難住民の誘導及び負傷者の応急手当、避難場所の開設・運営支援

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。

ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が協力します。

区本部長は、飲料水・食料・生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難者、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに関係各局長との総合的な連絡調整を行います。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、避難者名簿の管理（災害時安否情報システム）、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、区民生活の自立支援など
学校等	児童・生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設及び運営支援など

(2) 避難生活の維持・管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある避難場所運営の維持に努めます。

地域防災拠点運営委員会の主な活動は、次のとおりとします。

- ア 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当及び医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 負傷者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の配布及び炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりです。

	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） ・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ・ 女性用物資の女性による配布 ・ 妊婦に対する配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳スペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応 ・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保 <p>※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気</p>
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性に配慮したスペースの確保（行動障害など） ・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） ・ 福祉用具などのニーズの把握 ・ 知的障害や発達障害など、個々に応じた行動障害への配慮（周囲の理解、環境の配慮等）

	・ 障害の特性に応じた配慮	
	聴覚・言語障害→情報の確保	視覚障害→行動の支援補助
	肢体不自由者→歩行や生活の支援補助	内部障害者→薬の投与や通院治療補助
	知的障害者→環境の配慮	精神障害者→治療と服用の補助
	・ その他、重複障害の方を含め、個別のニーズに合わせた配慮	
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮 	
感染症患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保 	

5 補充的避難所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合又は避難所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を補充的な避難場として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設

避難所未指定の中学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり及び備蓄品等を整備確保します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 区民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等の地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確に情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会、地域のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している災害時要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

ア 障害に応じた配慮・支援の実施

イ 要援護者の状況把握等

ウ 巡回健康相談等の保健活動

エ 要援護者用スペース等の確保

オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握・決定

カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放

- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護
- (2) 在宅の要援護者等への援護

- ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

- イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

- (3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、巡回訪問指導、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

- (1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

- (2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。そ

の際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。
- (3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。
- (4) 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入施設の調整を健康福祉局（地域福祉保健班）に要請します。

3 要援護者等の福祉避難所

- (1) 高齢者
地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設
- (2) 障害者
地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち、区本部長が指定する施設

第9章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警備本部を設置し、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報収集・連絡
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (6) 無人化した住宅街、商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

1 危険防止及び混雑緩和の措置

被害状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、道路管理者等と協力して危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集および提供、車両使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を実施します。

2 交通規制の実施

交通規制は被害規模や地域道路状況等によって、被災地等の流入抑制、緊急交通確保を目的として弾力的に実施します。

3 交通情報の収集・広報活動

交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官及び関係機関等から交通情報を収集し、交通規制の内容について、積極的に広報を行い、運転者や地域住民等に周知します。

第10章 緊急輸送対策

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建設業協会（泉区会）防災作業隊（以下「作業隊」という。）は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、併せて和泉川、境川、阿久和川の障害物の有無を点検し、泉土木事務所地区隊に被害状況を報告します。泉土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

泉土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路局（情報収集班）及び区本部に報告します。

(3) 道路啓開の実施

泉土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、原則2車線の通行帯を確保します。

2 緊急交通路指定想定路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が「横浜・横須賀道路」及び「首都高速道路」を指定しています。

泉区では、県道22号横浜伊勢原線（長後街道）に指定されることが想定されています。

3 泉区の緊急輸送路

泉区では、次の道路を緊急輸送路として指定しています。

- (1) 県道22号横浜伊勢原（長後街道）
- (2) 主要地方道環状4号線
- (3) 市道鴨居上飯田線（瀬谷土木事務所管轄）
- (4) 県道401号瀬谷柏尾
- (5) 県道402号阿久和鎌倉（かまくら道）
- (6) 県道218号弥生台桜木町

4 泉区の土木事務所長選定路線

泉土木事務所では、次の道路を土木事務所長選定路線としています。

- (1) 都市計画道路中田さちが丘線

- (2) 市道上飯田315号線
- (3) 県道402号阿久和鎌倉（かまくら道）

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部物資チームに調達を要請します。

2 燃料の確保

燃料の確保が困難な場合、総務局長が「災害時における燃料供給協力に関する横浜市と神奈川県石油協同組合との協定」に基づき、供給協力を要請します。

3 緊急通行車両の確認

災害応急対策に使用する車両については、警察、検問所、警察本部交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊のいずれかにおいて緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けます。

なお、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。

第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を神奈川県警察、横浜海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、地域防災拠点等において死亡者名簿と避難者名簿の照合を行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応するものとしします。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する県警とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

区本部長は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所を開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

なお、必要に応じて他の施設を確保します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等	泉スポーツセンター

(3) 開設及び運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員の応援派遣等の支援を行います。

ウ 平常時から各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう、遺体情報については、市本部で一元的に管理し、市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の発見・引渡し等

(1) 遺体の発見と通報

区職員は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官に通報します。

(2) 遺体の搬送

遺体は警察等関係機関と協力し、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存の措置をとります。

(4) 身元確認及び遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 身元不明遺体については、区本部長は遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定及び広報

死亡者数の計上については、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し、確定します。

遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報を基に警察と協議のうえ、統一的にを行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送

する場合は、協定に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第12章 物資等の供給

第1節 応急給水

水道施設が被災したときは、配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、逐次速やかに復旧工事を行い、各戸給水まで回復させます。

また、プールの水、井戸水等も生活用水として利用を図ります。

1 水道局が行う応急給水

次に示す設備等での応急給水を実施します（詳細は第2部第1章第3節第5項参照）。

- (1) 配水池
- (2) 災害用地下給水タンク
- (3) 緊急給水栓

2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布
- (2) 地域防災拠点等での受水槽等に残っている水の給水
- (3) 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 応急給水実施場所の案内
- (6) ひとり暮らし高齢者への運搬給水等の調整（住民、ボランティアへの応援依頼）
- (7) プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活用水として使用する。ただし飲用不可）

第2節 物資の供給

震災により住宅等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者又は生活必需品を喪失した被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後からおおむね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握や区本部及び避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部は要請がなくても必要物資を確保し、地域防災拠点に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者とします。

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

市民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給

地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部は、協定に基づく物流業者に区役所及び方面別備蓄庫等の物資等の輸送を要請します。

(4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は、次のとおりとします。

ア 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども

イ 地域防災拠点の避難者

ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者

エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足する場合は、被災者数を集計し、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）等から市が締結した協定に基づき、店頭在庫を調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、泉区総合庁舎を区集配拠点とし、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て、物資の受入・配分を実施するとともに、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

第13章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

大規模災害発生時には、家庭などから排出される災害廃棄物の処理が進まず、生活再建の支障となり、被災者の心身の大きな負担となります。このため、災害廃棄物への早期の対応が重要となります。

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

(1) し尿

地域防災拠点等の仮設トイレのくみ取りし尿

(2) 災害ごみ

家庭、事業所、地域防災拠点等から排出される解体廃棄物及び津波堆積物以外のもの（通常時の家庭系ごみ及び事業系ごみを除く。）

(3) 解体廃棄物

損壊した建物等の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等

(4) 津波堆積物

津波によって堆積したもの

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、緊急に解決しなければならない重大な問題の一つであるため、早急に「トイレ対策」を実施します。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「燃やすごみ」等とは区別して、別途収集します。

なお、解体廃棄物、津波堆積物の処理は復旧・復興期に対応します。また、事業系ごみは費用等も含め事業者自らの責任において資源化や環境に配慮した適正な処理を行います。

第2節 トイレ・し尿対策

1 地域防災拠点における対応

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを優先的に利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水及び水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置及び使用

ア 災害時に下水配管が損傷した場合は、既存トイレの水洗使用を禁止し、トイレパックを活用するとともに、備蓄仮設トイレを利用します。なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域においては、下水直結式を優先して利用します。

イ 仮設トイレの設置にあたっては男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

- ウ 備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置します。
- エ 既存和式トイレの利用が難しい人のために、和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。
- オ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が避難者と協力しながら組み立て、設置します。

(3) 仮設レンタルトイレ

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を資源循環局に報告します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本部から資源循環局に連絡します。

2 広域避難場所による対応

広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄している簡易テント、簡易式トイレ便座を設置し備蓄トイレパックを利用します。

3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者の一時滞在施設等の既存トイレが使用できない場合は、当該施設に備蓄（一部施設は区役所に保管）しているトイレパックを使用するほか、不足する場合には周辺の帰宅困難者用備蓄庫等からトイレパックを運搬し利用します。

4 仮設トイレの管理

- (1) 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点運営委員会が避難者と協力しながら行います。
- (2) 地域防災拠点運営委員会はトイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

5 し尿くみ取り対策

地域防災拠点の仮設トイレのくみ取り作業は、発災後2日目から開始します。なお、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止して地域防災拠点における収集を行います。

第3節 家庭系ごみ対策

1 生活ごみ・避難所ごみの収集

生活ごみ・避難所ごみの収集は、被災状況に応じて発災からおおむね72時間後に開始することとします。収集にあたっては、避難者の衛生環境を良好に保つため、地域防災拠点等を最優先で実施します。

なお、ごみの分別については「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様とし、発災から1か月程度は「燃やすごみ」を最優先に収集します。

2 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されるため、「片付けごみ」は、「生活ごみ」とは区別し、別途収集します。

第14章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童・生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 学校長は、児童・生徒の預かり、引き渡しについては、以下のとおりとします。なお、あらかじめ、各保護者や地域等の取り決めが交わされている場合はこの限りではありません。

(ア) 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

ア 学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安否を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行います。

イ 夜間・休日などの時間帯に発災した場合、教職員は人員不足が想定される地域防災拠点の運営等を支援します。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等の避難行動

「児童・生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。

(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。

また、避難場所に、保護者が引き取りに来るまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開

学校の教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などと必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長（以下「施設長」という。）に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じます。また、こども青少年局長と協議し、私立保育所の被害状況や、市内の被害状況等から、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

施設長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本部長及びこども青少年局長に報告します。

第 15 章 公共施設等の応急対応

第 1 節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策及び避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部及び防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに火災防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに泉消防署に連絡するとともに初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期するものとします。

(2) 被災状況の把握及び報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部（施設管理部局）及び区本部の 2 箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告します。

第 2 節 土木施設の応急対応

泉区土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び区民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧対策

第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。（ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。）

また、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等

(1) 区本部長は、被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名称	対象者		種別
災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	遺族	生計維持者が死亡した場合	支給(500万円)
		その他の者が死亡した場合	支給(250万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	精神又は身体に著しい障害を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場合	支給(250万円)
		その他の者が重度の障害を受けた場合	支給(125万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体) ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 		基礎支援金(50万円～100万円)と、 加算支援金(50万円～200万円)の合計額を支給
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合		貸付 (150万円～350万円を限度)
	住宅または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要となる資金)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外)		貸付(150万円を限度)

横浜市災害見舞金・弔慰金 (横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱)	・住家に被害を受けた方、ご遺族又は重傷者 ・市内で事業を営む方で、事業を営む部分に被害を受けた方 ※弔慰金に関しては災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合は対象外	支給 (1万～10万円)
------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

(2) 義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」に沿って、「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で適正に配分します。

3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

<市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等>

1 個人市民税（県民税を含む。）の減免
2 固定資産税及び都市計画税の減免
3 市税の延滞金の減免
4 市税の納期限の延長
5 市税の徴収猶予
6 国税の特別措置
7 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9 児童福祉施設措置費の減免
10 保育所の保育料の減免
11 老人ホーム入所に伴う費用徴収
12 水道料金等の免除
13 公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。）
14 一般廃棄物処理手数料の減免
15 市営住宅使用料の減免
16 放送受信料の免除
17 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第4条第1項に定める救助の一つであり、市が応急仮設住宅を建設し、供与します。

また、応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅又は民賃借上仮設住宅によるものとし

ます。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、国等からの要請により、応急仮設住宅の適用を受け、目的外使用として供与するものとします。

(1) 災害救助補法が適用された場合の本市の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

2 入居者の選定等

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とします。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者における優先順位を設定する。加えて、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区本部と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮します。

4 住宅の応急修理

区本部長は、災害救助法が適用され住宅の応急修理が必要となった場合、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

第3節 解体廃棄物（解体廃棄物・有害廃棄物）の処理

1 倒壊した建物の解体作業や解体作業により生ずる解体廃棄物の収集運搬・処理処分については、次のとおり行うものとします。

(1) 住居家屋や中小事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
住居家屋や中小事業者	所有者・管理者	市	市

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が行うものとし、解体経費を本市が負担します。

(2) その他の事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
その他の事業者	所有者・管理者	所有者・管理者	所有者・管理者

※ただし、本市が必要と認めた場合は本市が支援するものとし、解体、収集運搬及び処理処分経費を本市が一部若しくは全部を負担します。

2 解体作業及び収集運搬は、本市が必要と認めた場合、区本部長は市民より提出される解体撤去申請を受け付けます。

3 区本部は被災状況等の各種情報を市本部長に報告します。市本部はそれらの各種情報から市内の解体廃棄物発生量を推計し、家庭系ごみの処理計画を踏まえて解体廃棄物等の処理計画を策定します。なお、本市による処理は、人命救助や道路啓開あるいは二次災害が発生する恐れがあるなど、緊急を要するものを最優先とします。

第2章 罹災証明書

区長は、「災害対策基本法」に基づき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に準拠した「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」により、被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付します。

第1節 被害認定調査

1 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査で、発災後おおむね4日目以降から、罹災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目以降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

2 被害認定調査業務の分担

	担当部署	業務内容
倒壊建物等	財政局政務班	<ul style="list-style-type: none">被害認定調査に関する全市的な調整市の被害認定調査方針等の決定及び広報各区被害認定調査班、建築調査班との連絡調整窓口各区の被害認定調査実施状況の把握平常時における研修実施
	区被害調査班	<ul style="list-style-type: none">被害状況の調査に関すること区の調査方針の決定調査体制の決定広報被害認定調査（第1次、2次調査）の実施判定結果の集計と報告被害認定調査に関する窓口
火災・消火損	消防地区本部	

第2節 罹災証明書

1 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請により交付するもので、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被害認定調査の結果に基づき証明するものです。

罹災証明書の交付は、発災後おおむね20日目以降から、住家の罹災証明書を優先して交付します。

2 罹災証明関係業務の分担

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	泉消防地区本部	泉消防署長
倒壊建物等	泉区本部	泉区長

※火災による被害と地震による揺れによる被害が混在している場合には、消防署長と協議のうえ、罹災証明書を発行します。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

泉区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震災復興事業を進めることとします。

第5部 帰宅困難者対策

第1章 主要駅等における混乱防止対策の充実

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、駅や大規模集客施設では多数の混乱が予測されます。帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、帰宅困難者対策を推進します。

※ 帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいいます。

第2章 帰宅困難者事前対策

第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進

鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、所轄警察署、区役所等は定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

第2節 一時滞在施設の指定

地震により帰宅困難者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。

帰宅困難者一時滞在施設（泉区）		
施設名	住所	連絡先
泉公会堂	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2470
テアトルフォンテ	泉区和泉中央南 5-4-13	805-4000
下和泉地区センター	泉区和泉が丘 1-26-1	805-0026
上飯田地区センター	泉区上飯田町 3913-1	805-5188
中川地区センター	泉区桂坂 4-1	813-3984
立場地区センター	泉区中田北 1-9-14	801-5201
泉寿荘	泉区西が岡 3-11	813-0861
葛の湯	泉区中田南 5-1-16	805-1010

第3節 帰宅困難者の発生抑制

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きのほか、これに必要な備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保などを啓発し、時差帰宅について協力を促します。

第4節 備蓄品の確保

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、水・食料・アルミブランケット・トイレパック等を備蓄します。また企業等の事業者は一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

第3章 帰宅困難者対策

第1節 区本部の対応

区本部長は、駅等に避難者・駅対応班を派遣し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」等を利用して、区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行います。

第2節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、帰宅困難者一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段の確保等を実施します。

【資料編 資料6 泉区 帰宅困難者対応フローチャート参照】

2 企業等の事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めるとともに、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受入れに努めます。更に、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

3 一時滞在施設の開設

区本部長は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、事前に指定した施設等に対して帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者は、鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報を提供します。また、電話やFAX、帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在NAVI」等を利用して、区本部と開設・運営状況を共有します。

一時滞在施設の開設期間の目安は、翌朝までとし、状況に応じて2日目(発災翌日)は区に1施設程度とします。

4 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点（水道水、トイレ、災害関連情報の提供等）となっているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に加え、区本部長は事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設します。



[災害時帰宅支援ステーションステッカー](#)



[災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー](#)

帰宅困難者支援マップQRコード



スマートフォン版



携帯電話版

6 各区の帰宅困難者推定

単位（人）

行政区	推定滞在者数 (平日12時)	通勤	通学	私用 (買い物他)	合計
鶴見区	182,317	24,918	1,985	3,572	30,475
神奈川区	175,071	24,847	10,072	2,712	37,631
西区	170,292	40,613	2,599	14,715	57,927
中区	207,023	47,840	4,934	7,592	60,366
南区	108,543	4,673	1,298	2,172	8,143
港南区	127,398	5,490	538	2,405	8,433
保土ヶ谷区	129,974	10,885	2,613	928	14,426
旭区	142,388	6,515	1,689	2,877	11,081
磯子区	102,246	11,403	633	2,039	14,075
金沢区	155,391	18,991	5,978	12,109	37,078
港北区	238,590	31,548	9,507	6,330	47,385
緑区	105,604	7,846	3,995	3,335	15,176
青葉区	176,246	10,836	5,172	11,429	27,437
都筑区	152,880	21,314	2,793	9,607	33,714
戸塚区	179,461	16,912	3,709	4,580	25,201
栄区	74,251	6,279	2,090	3,508	11,877
泉区	84,004	2,857	947	2,576	6,380
瀬谷区	74,130	4,640	1,042	2,032	7,714
合計	2,585,809	298,407	61,594	94,518	454,519

第6部 津波対策

第1章 津波対策の基本

津波防災体制の整備に係る諸事業及び津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）発表された場合の体制等について、必要な事項を定めています。

なお、海外等遠隔地を震源域とする地震により津波警報等が発表された場合にも、この計画を準用します。泉区においては、津波被害は発生しませんが、被害を受けた区への応援体制の構築を図ります。

第1節 津波の予測

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方が示され、更に津波対策を構築するにあたっては、減災レベルの津波、防護レベルの津波を想定することが基本とされました。

第2節 減災レベルの津波の想定

本市における津波の想定は、平成23年度に神奈川県が設置した津波浸水想定検討部会で想定した津波を用いることとします。

このうち、津波避難対策の対象とする減災レベルの津波は、本市に最大の浸水域及び浸水深が予測されている「慶長型地震」による津波とします。

第3節 防護レベルの津波の想定

東日本大震災以降、神奈川県が公表している津波浸水予測図によれば、慶長型地震以外の地震による津波でも市域が浸水することが予測されており、県など関係自治体と協議を進め、防護レベルの津波は、「元禄型関東地震」による津波の想定とします。

第4節 津波による被害

本市が減災レベルの津波として想定している「慶長型地震」による津波では、沿岸区を中心として、津波による全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟、道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生すると想定されています。

- 1 泉区における津波浸水による建物被害想定
被害なし
- 2 泉区における津波浸水による人的被害想定
被害なし

第2章 災害応急対策等

第1節 津波警報等発表時の措置

1 津波警報等又は津波予報の発表

- (1) 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（※一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報等を発表します。

	予想される津波の高さ		避難行動
	発表する値	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m 超	巨大	◆ 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルに避難してください。 ◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	
津波注意報	1m	(表記しない)	◆ 海の中にいる人は直ちに海から上って海岸から離れてください。 ◆ 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

(2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、東京湾内湾で次の範囲となっております。

千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)
 東京都(特別区に限る。)
 神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)



2 防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とし、災害対策本部を設置するに至らない場合（市域に地震による揺れがなかった場合等）は、次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部 (泉区該当なし)
津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策本部	区災害対策本部
大津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）		

(2) 災害対策本部等の廃止

- ア 津波警報等の解除が発表されたとき
 イ 津波による被害の応急対策が概ね完了したとき

第2節 津波警報及び大津波津波警報等発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報及び大津波警報が発表され、市内に震度5強以上の地震が発生していない場合は、避難の勧告、指示を行うため、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に参集し、災害対応を行うこととします。

この際、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区の8区は、津波情報等の収集や避難指示などの災害対応を行います。

第7部 東海地震事前対応計画

第1章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第1節 警戒活動体制

1 区本部の設置準備

区長は、判定会の招集情報の伝達又は報道に接したときは、警戒体制をとるとともに、区本部の設置準備に入ります。

2 区警戒本部の設置

(1) 組織構成

泉区警戒本部長	副区長
構成	副区長が編成する班及び資源循環局泉事務所、泉土木事務所、水道局三ツ境水道事務所及び泉消防署をもって構成する。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催する。 2 必要と認めるときは、構成する所長又は消防署長に対し、情報収集・伝達のための職員の派遣を要請する。
職員の派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部を構成する所長又はセンター長又は消防署長は、区警戒本部長からの要請又は必要と認めるときは、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に派遣する。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集する。
関係者の出席	区警戒本部長は必要に応じて泉区防災連絡協議会の構成機関等の出席を求める。

(3) 主な対応

主な対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 区庁舎内に区警戒本部を設置する。 2 東海地震注意情報に関する情報収集・伝達 3 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握 4 発災時の対応要領の検討（区災害対策本部設置準備） 5 その他必要な措置
構成署所等の対応	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策準備の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報する。

(4) 泉区東海地震警戒本部事務分掌

警戒 本部長	事務分掌	
副 区 長	区警戒本部副本部長（総務課長） 1 泉区警戒本部長の補佐に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 駅の混乱防止に関する事。	
	泉区役所	情報連絡責任者（総務課長兼務） 1 東海地震注意情報等に関する事。 2 市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）等との連絡・調整に関する事。 3 区警戒本部長命令に関する事。 庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関する事。 2 職員の配備・動員の伝達に関する事。 3 車両等資機材の点検・確保や配置等に関する事。 4 運営委員会との連絡調整に関する事。 5 地域防災拠点・医療活動拠点（休日急患診療所等）の点検・確認に関する事。 6 所管施設の点検・管理保全に関する事。 7 他の担当の所管に属さないこと。 情報収集担当 1 東海地震注意情報等の受伝達に関する事。 2 住民情報等に関する事。 3 その他情報の集約に関する事。 4 通信機器等の点検・確保に関する事。 広報担当 1 東海地震注意情報等の広報に関する事。 2 局出先機関等との広報に係る連絡・調整に関する事。
	資源循環局 泉事務所	収集車による広報に関する事。
副 区 長	泉土木 事務所	1 パトロール車による広報に関する事。 2 応急活動準備に関する事。 3 必要資機材の点検・確保に関する事。
	水道局 三ツ境水 道事務所	1 広報車による広報に関する事。 2 応急給水活動準備に関する事。 3 必要資機材の点検・確保に関する事。
	泉消防署	1 地震警戒消防地区本部の運営・庶務に関する事。 2 必要資機材の確認等、出場準備に関する事。 3 消防水利の点検・確保に関する事。 4 事業所等への指導に関する事。 5 消防車等による広報に関する事。 6 地震警戒消防本部との連絡等に関する事。

3 区警戒本部の廃止

東海地震発生の恐れがなくなった旨の東海地震注意情報が発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第2節 職員の配置と動員

市警戒本部長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、警戒本部の設置にあたり、原則として「警戒配備」を発令します。

1 勤務時間内の配備体制

区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた動員対象職員を班ごとに配備につけ、地震防災応急活動の準備を命じます。また、配備についての職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行します。

2 勤務時間外の動員体制

- (1) 区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた所属職員を参集させ、班ごとに配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。
- (2) 警戒配備の動員対象職員には、参集の連絡は、安否・参集確認システムによりメールで通知されますが、東海地震注意情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に所属職場に動員し、必要な任務を遂行します。

第3節 対応措置

1 広報活動

区警戒本部長は、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高い場合に発表される東海地震注意情報に伴う様々な社会的混乱の防止及び地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、広報車、区ホームページ等を活用して行います。

2 関係機関との協力体制

区警戒本部長は、判定会の招集報道に伴い混乱の恐れのあるとき、又は混乱が発生したときは、警察、消防、鉄道機関、バス機関、その他関係機関と協力してこれらの混乱の收拾を図ります。

3 地域防災拠点の点検

区警戒本部長は、警戒宣言の発令に備えて、必要に応じて地域防災拠点へ連絡要員を派遣するとともに、備蓄資機材等の点検・確認を行います。

4 医療救護対策

区警戒本部長は、区医師会と調整し、医療救護活動への準備など警戒宣言に備えた応急活動準備を実施します。

第2章 警戒宣言発令時対策

東海地震が発生した場合、被害防止のための緊急措置の実施、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のための体制の確保、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止等の措置を講じる必要があります。

第1節 区本部

1 区本部の設置

区長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置し、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区内の防災関係機関に通報します。

警戒宣言発令時は、「全員配備体制」となります。

2 区本部の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、区本部長は区本部を廃止します。

第2節 情報の受伝達

1 広報活動

区本部長は、様々な社会的混乱の防止及び地震に備えての防災措置を周知するため、広報車、区ホームページ、ツイッター等を活用して、広報活動を行います。

2 地震防災信号による広報

大震法施行規則第4条に定める地震防災信号により、消防署、消防出張所、消防団器具置場、火災警報のサイレン信号を行う場所において、警戒宣言が発せられた旨の伝達を行います。

警鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	(約45秒) ●————(約15秒) ●————
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

第3節 帰宅困難者対策

警戒宣言が発令され、駅等における混乱の発生が懸念される場合は、泉区防災計画第5部に準じた帰宅困難者対策を実施します。

第4節 事前避難対策

1 地域防災拠点の開設準備

(1) 区本部長は、地震発生に備えて、地域防災拠点の開設準備のため、区本部拠点班員を地域防災拠点に派遣し、速やかに避難者の収容に必要な措置を講じます。この際、学校長は、児童、生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力します。

(2) 区民が自発的に避難を開始した場合は、地域防災拠点を開設し、避難者受入れを行います。

2 避難場所開設状況等の報告

- (1) 区本部拠点班は、地域防災拠点を開設し、避難者の受入れをしたときは、避難者数その他必要事項を把握し、区本部長に報告します。
- (2) 区本部長は、避難状況を取りまとめ、市本部長に報告します。

3 医療救護隊の編成準備

区本部長は、区医師会等関係機関に対して、医療救護隊の編成準備を要請するとともに、医療活動拠点（休日急患診療所等）の備蓄医薬品等資機材の点検、補給体制等を確認します。

資 料 編

<u>資料1</u>	泉区地域防災拠点（指定避難所）一覧・・・・・・・・・・	1
<u>資料2</u>	指定緊急避難場所一覧・・・・・・・・・・	4
<u>資料3</u>	泉区福祉避難所一覧・・・・・・・・・・	8
<u>資料4</u>	泉区防災連絡協議会構成機関・・・・・・・・・・	9
<u>資料5</u>	協定一覧・・・・・・・・・・	10
<u>資料6</u>	泉区帰宅困難者対応フローチャート・・・・・・・・・・	11

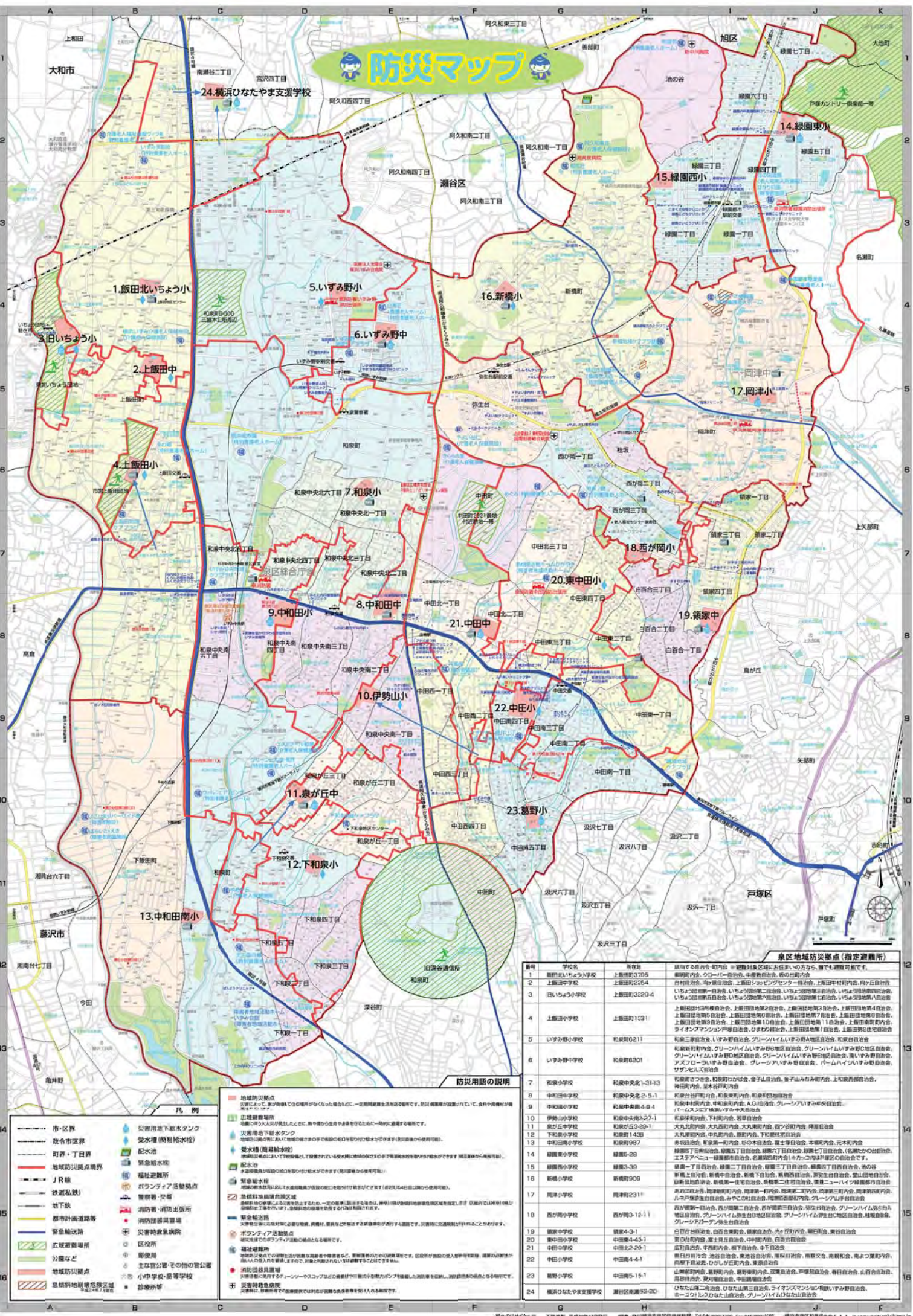
泉区地域防災拠点（指定避難所）一覧

番号	学 校 名	所 在 地	該当する自治会・町内会等
1	飯田北いちょう小学校	上飯田町 3795	柳明町内会、クローバー自治会、中屋敷自治会、坂の台町内会
2	上飯田中学校	上飯田町 2254	台村自治会、向ヶ原自治会、上飯田ショッピングセンター自治会、上飯田中村町内会、向ヶ丘自治会
3	旧いちょう小学校	上飯田町 3220-4	いちょう団地第一自治会、いちょう団地第二自治会、いちょう団地第三自治会、いちょう団地第四自治会、いちょう団地第五自治会、いちょう団地第六自治会、いちょう団地第七自治会、いちょう団地第八自治会
4	上飯田小学校	上飯田町 1331	上飯田団地3号棟自治会、上飯田団地第2自治会、上飯田団地第3自治会、上飯田団地第4自治会、上飯田団地第5自治会、上飯田団地第6自治会、上飯田団地第7自治会、上飯田団地第8自治会、上飯田団地第9自治会、上飯田団地第10自治会、上飯田団地第11自治会、上飯田南町町内会、ライオンズマンション戸塚自治会、ひまわり自治会、上飯田団地第1自治会、上飯田第2住宅自治会
5	いずみ野小学校	和泉町 6211	和泉三家自治会、いずみ野自治会、グリーンハイムいずみ野A地区自治会、和泉台自治会
6	いずみ野中学校	和泉町 6201	和泉新町町内会、グリーンハイムいずみ野B地区自治会、グリーンハイムいずみ野C地区自治会、グリーンハイムいずみ野D地区自治会、グリーンハイムいずみ野E地区自治会、南いずみ野自治会、グレースシアいずみ野自治会、パームハイツいずみ野自治会、サザンヒルズ自治会
7	和泉小学校	和泉町 4320	和泉町さつき会、和泉町わかば会、金子山自治会、金子山みなみ町内会、上和泉西部自治会、神田町内会、並木谷戸町内会
8	中和田中学校	和泉中央北 2-5-1	和泉台谷戸町内会、和泉東町内会、和泉中央南ハイツ自治会
9	中和田小学校	和泉中央南 4-9-1	和泉中村町内会、中和泉町内会、A.G.I自治会、グレースシアいずみ中央自治会、パークスクエア横濱いずみ中央自治会
10	伊勢山小学校	和泉中央南 2-27-1	和泉栄町内会、下村町内会、若草自治会
11	泉が丘中学校	和泉が丘 3-29-1	大丸北町内会、大丸西町内会、大丸東町内会、四ツ谷町内会、陣屋自治会
12	下和泉小学校	和泉町 1436	大丸南町内会、中丸町内会、原町内会、下和泉住宅自治会
13	中和田南小学校	和泉町 987	赤坂自治会、和泉第一町内会、杉の木自治会、富士塚自治会、本郷町内会、元木町内会
14	緑園東小学校	緑園 5-28	緑園四丁目東自治会、緑園五丁目自治会、緑園六丁目自治会、緑園七丁目自治会、（名瀬たかの台自治会、エステアベニュー緑園都市自治会、名瀬第四町内会）※カッコ内は戸塚区の自治会
15	緑園西小学校	緑園 3-39	緑園一丁目自治会、緑園二丁目自治会、緑園三丁目自治会、緑園四丁目西自治会、池の谷

番号	学 校 名	所 在 地	町 名
16	新 橋 小 学 校	新橋町 909	新橋上自治会、新橋中自治会、新橋下自治会、新橋西自治会、 原弥生台自治会、堂山団地自治会、日新団地自治会、新橋第一 住宅自治会、新橋第二住宅自治会、東建ニューハイツ緑園都市 自治会
17	岡 津 小 学 校	岡津町 2311	あおば自治会、岡津新町町内会、岡津第一町内会、岡津第二町 内会、岡津第三町内会、岡津第四町内会、ルネ戸塚弥生台自治 会、みやこの杜自治会、岡津町西部町内会、グレースシア山手台 自治会
18	西 が 岡 小 学 校	西が岡 3-12-11	西が岡第一自治会、西が岡第二自治会、西が岡第三自治会、弥 生台自治会、グリーンハイム弥生台A地区自治会、グリーンハ イム弥生台B地区自治会、グリーンハイム弥生台C地区自治 会、桂坂自治会、グレースシアガーデン弥生台自治会
19	領 家 中 学 校	領家町 4-3-1	白百合台自治会、白百合東町会、領家自治会、光ヶ丘町内会、 朝日町会、東谷自治会
20	東 中 田 小 学 校	中田東 4-43-1	宮の台町内会、富士見丘自治会、中村町内会、白百合自治会
21	中 田 中 学 校	中田北 2-20-1	広町自治会、中西町内会、根下自治会、中下自治会
22	中 田 小 学 校	中田南 4-4-1	朝日台自治会、池谷自治会、東池谷自治会、南桜自治会、南親 交会、南親和会、南よつば町内会、向根下自治会、ひがしが丘 町内会、東原自治会
23	葛 野 小 学 校	中田南 5-15-1	山神前町内会、葛野町内会、葛野東町内会、双葉自治会、戸塚 苑自治会、春日自治会、山百合自治会、高砂自治会、夏刈場自 治会、中田踊場自治会
24	横浜ひなたやま支援学校	瀬谷区南瀬谷 2-20	ひなた山第二自治会、ひなた山第三自治会、ライオンズマンシ ョン相鉄いずみ野自治会、ホーユウパレスひなた山自治会、グ リーンハイムひなた山自治会

※自治会・町内会に加入されていない世帯については、防災マップで確認してください。

防災マップ



防災用語の説明

- 市・区界
- 政令市境界
- 町界・丁目界
- 地域防災拠点境界
- JR線
- 鉄道私鉄
- 地下鉄
- 都市計画道路等
- 緊急輸送路
- 広域防災拠点
- 公園など
- 地域防災拠点
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 災害用地下排水タンク
- 受水槽(簡易給水栓)
- 配水池
- 緊急給水栓
- 福祉避難所
- ボランティア活動拠点
- 警察署・交番
- 消防署・消防出張所
- 消防団員集会所
- 区役所
- 郵便局
- 主な官公署・その他の官公署
- 小中学校・高等学校
- 診療所等
- 地域防災拠点
- 急傾斜地崩壊危険区域

番号	学校名	所在地	該当する自治体・団体名 ※避難区域区分に該当しない方から順に上記載可です。
1	飯田北いちよう小	上飯田3-295	朝陽町内会、クレーパー自治会、中野区民会、坂の区民会
2	上飯田中	上飯田2-254	上飯田町内会、上飯田ショッピングセンター自治会、上飯田中町内会、坂の区民会、いちよう区民会、いちょう区民会、いちよう区民会、いちよう区民会、いちよう区民会、いちよう区民会
3	旧いちよう小	上飯田2-320-4	上飯田町内会、いちよう区民会、いちよう区民会、いちよう区民会、いちよう区民会、いちよう区民会
4	上飯田小	上飯田1-131	上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会、上飯田町内会
5	いずみ野小	和泉町6211	和泉町内会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会
6	いずみ野中	和泉町6201	和泉町内会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会、グリーンハイムいずみ野地区自治会
7	和泉小	和泉中央北1-31-13	和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会
8	中和田中	和泉中央北2-5-1	和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会
9	中和田小	和泉中央南4-9-1	和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会
10	伊勢山小	和泉中央南2-27-1	和泉町内会、下町内会、若菜自治会
11	泉が丘中	和泉が丘3-29-1	和泉町内会、大丸町内会、大丸町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会
12	下和泉小	和泉町1438	和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会
13	中和田南小	和泉町987	和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会、和泉町内会
14	緑園東小	緑園5-28	緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会
15	緑園西小	緑園3-39	緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会、緑園町内会
16	新橋小	新橋町909	新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会、新橋町内会
17	岡津小	岡津町2311	岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会、岡津町内会
18	西が岡小	西が岡3-12-11	西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会、西が岡町内会
19	東中田小	東中田4-3-1	東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会、東中田町内会
20	中田中	中田北2-2-20	中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会
21	中田小	中田南4-4-1	中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会
22	中田小	中田南5-15-1	中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会、中田町内会
23	葛野小	中田南5-15-1	葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会、葛野町内会
24	横浜ひなたやま支庁学校	瀬谷区高瀬3-20	瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会、瀬谷町内会

指定緊急避難場所一覧

(凡例 ○：避難可能、2階以上：2階以上が避難可能、×利用不可、－：影響なし)

番号	学校名	施設	棟番号 (※1)		対象とする異常な現象の種類						
					洪水(※2)		崖崩れ、 土石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事
					計画 規模	最大 規模					
1	飯田北いちょう小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	6		○	○	○	-	○	○	
		体育館	2		○	○	○	-	○	○	
2	上飯田中学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	11		○	○	○	-	○	○	
		体育館	2		○	○	○	-	○	○	
3	旧いちょう小学校	校舎	1		○	2階 以上	○	-	○	○	○
		校舎	4	1	○	2階 以上	○	-	○	○	
		校舎	5		○	2階 以上	○	-	○	○	
		校舎	8	1	○	○	○	-	○	○	
		体育館	8	2	○	○	○	-	○	○	
4	上飯田小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	○
		校舎	3		○	○	○	-	○	○	
		体育館	6	1	○	○	○	-	○	○	
5	いずみ野小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	2		○	○	○	-	○	○	
		体育館	6		○	○	○	-	○	○	
6	いずみ野中学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	2		○	○	○	-	○	○	
		校舎	3		○	○	○	-	○	○	
		校舎	11		○	○	○	-	○	○	
		体育館	4		○	○	○	-	○	○	

番号	学校名	施設	棟番号		対象とする異常な現象の種類						
					洪水		崖崩れ、 土石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事
7	和泉小学校	校舎	1	1	○	○	○	-	○	○	×
		校舎	5		○	○	○	-	○	○	
		体育館	7		○	○	○	-	○	○	
8	中和田中学校	校舎	4		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	5		○	○	○	-	○	○	
		校舎	14		○	○	○	-	○	○	
		体育館	24	1	○	○	○	-	○	○	
9	中和田小学校	校舎	15		○	○	○	-	○	-	×
		校舎	37		○	○	○	-	○	○	
		校舎	37	1	○	○	○	-	○	○	
		校舎	39		○	○	○	-	○	○	
		体育館	9	1	○	○	○	-	○	○	
10	伊勢山小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		体育館	6		○	○	○	-	○	○	
11	泉が丘中学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	9		○	○	○	-	○	○	
		校舎	12		○	○	○	-	○	○	
		校舎	16	1	○	○	○	-	○	○	
		体育館	9	2	○	○	○	-	○	○	
12	下和泉小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	2		○	○	○	-	○	○	
		体育館	7	1	○	○	○	-	○	○	
13	中和田南小学校	校舎	3		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	6		○	○	○	-	○	○	
		体育館	9		○	○	○	-	○	○	

番号	学校名	施設	棟番号		対象とする異常な現象の種類						
					洪水		崖崩れ、 土石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事
14	緑園東小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	2		○	○	○	-	○	○	
		体育館	3		○	○	○	-	○	○	
15	緑園西小学校	校舎	1	1	○	○	○	-	○	○	×
		体育館	2		○	○	○	-	○	○	
16	新橋小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	10		○	○	○	-	○	○	
		体育館	6		○	○	○	-	○	○	
17	岡津小学校	校舎	1	2	○	○	×	-	○	○	×
		校舎	5		○	○	○	-	○	○	
		校舎	12	1	○	○	×	-	○	○	
		体育館	29	1	○	○	○	-	○	○	
18	西が岡小学校	校舎	1	1	○	○	○	-	○	○	×
		体育館	2	1	○	○	○	-	○	○	
19	領家中学校	校舎	9	1	○	○	○	-	○	○	×
		校舎	10		○	○	○	-	○	○	
		校舎	11		○	○	○	-	○	○	
		体育館	2		○	○	○	-	○	○	
20	東中田小学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	1	4	○	○	○	-	○	○	
		校舎	4		○	○	○	-	○	○	
		体育館	1	5	○	○	○	-	○	○	
21	中田中学校	校舎	1		○	○	○	-	○	○	×
		体育館	7	1	○	○	○	-	○	○	

番号	学校名	施設	棟番号		対象とする異常な現象の種類						
					洪水		崖崩れ、 土石流 及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事
22	中田小学校	校舎	10		○	○	○	-	○	○	×
		校舎	11		○	○	○	-	○	○	
		校舎	14		○	○	○	-	○	○	
		校舎	21		○	○	○	-	○	○	
		体育館	29		○	○	○	-	○	○	
23	葛野小学校	校舎	1	1	○	○	○	-	○	○	×
		校舎	3		○	○	○	-	○	○	
		校舎	4		○	○	○	-	○	○	
		校舎	2	1	○	○	○	-	○	○	
24	県立横浜ひなたやま 支援学校	校舎	15		○	○	○	-	○	○	×
		体育館	2		○	○	○	-	○	○	

※1 等番号は横浜市ウェブサイトに掲載されている図面から確認できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/place/yogo/kinkyuhinan/20160617110343.html>

※2 『計画規模』（水防法の規定に基づいた計画降雨による洪水）及び『最大規模』（想定最大規模降雨による洪水）それぞれに応じて指定しています。泉区の場合、『計画規模』については、境川水系の計画規模降雨（24時間総雨量302mm）をもとに指定しています。『最大規模』については、境川水系の想定最大規模降雨（24時間総雨量632mm）をもとに指定しています。

泉区福祉避難所一覧

	施設種別	名称	所在地
1	地域ケアプラザ	横浜市上飯田地域ケアプラザ	上飯田町 1338 番地 1
2	地域ケアプラザ	横浜市下和泉地域ケアプラザ	和泉が丘一丁目 26 番 1 号
3	地域ケアプラザ	横浜市踊場地域ケアプラザ	中田東一丁目 4 番 6 号
4	地域ケアプラザ	横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	和泉中央北五丁目 14 番 1 号
5	地域ケアプラザ	横浜市新橋地域ケアプラザ	新橋町 33 番地 1
6	地域ケアプラザ	横浜市いずみ野地域ケアプラザ	和泉町 6214 番地 1
7	地域ケアプラザ	横浜市岡津地域ケアプラザ	岡津町 1228 番地 3
8	介護老人保健施設	横浜いずみ介護老人保健施設	上飯田町 3873 番地 1
9	介護老人保健施設	きららの里	中田町 3462 番地 4
10	介護老人保健施設	阿久和鳳荘	新橋町 1783 番地
11	介護老人保健施設	やよい台仁	弥生台 55 番地 55
12	介護老人保健施設	エスポワール和泉	和泉町 2604 番地 1
13	介護老人保健施設	ゆめが丘	和泉町 1202 番地
14	障害者（児）関連施設	いずみ会館	和泉町 519 番地 5
15	障害者（児）関連施設	よこはまりバーサイド泉	下飯田町 355 番地
16	障害者（児）関連施設	泉地域活動ホームかがやき	中田北三丁目 6 番 55 号
17	障害者（児）関連施設	共働舎	中田西一丁目 11 番 2 号
18	障害者（児）関連施設	ひかりの園	緑園四丁目 6 番地 1
19	養護老人ホーム	横浜市新橋ホーム	新橋町 3 番地
20	養護老人ホーム	白寿荘	和泉町 6181 番地 2
21	特別養護老人ホーム	いずみ芙蓉苑	上飯田町 4631 番地
22	特別養護老人ホーム	泉の郷	上飯田町 2083 番地 1
23	特別養護老人ホーム	グリーンヒル泉・横浜	和泉町 2312 番地
24	特別養護老人ホーム	天王森の郷	和泉町 733 番地
25	特別養護老人ホーム	めぐみ	中田町 3430 番地 6
26	特別養護老人ホーム	横浜敬寿園	和泉町 5019 番地 1
27	特別養護老人ホーム	横浜市新橋ホーム	新橋町 3 番地
28	特別養護老人ホーム	希望苑	池の谷 3901 番地 1
29	特別養護老人ホーム	恒春ノ郷	西が岡一丁目 30 番地 1
30	特別養護老人ホーム	相生荘	新橋町 1805 番地
31	特別養護老人ホーム	白寿荘	和泉町 6181 番地 2
32	特別養護老人ホーム	けいあいの郷緑園	岡津町 2926 番地 1
33	特別養護老人ホーム	緑園都市睦愛園	岡津町 3217 番地 1
34	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 ヴィラ泉	上飯田町 4495 番地
35	特別養護老人ホーム	ウェルフェアリビング	和泉町 3170 番地 1
36	福祉型障害児入所施設	ぼらいと・えき	下飯田町 330
37	老人短期入所施設	花の生活館	緑園四丁目 6 番 1 号

泉区防災連絡協議会構成機関

1 行政機関	泉 区 長 泉区副区長 泉区福祉保健センター長 泉区福祉保健センター担当部長 泉土木事務所長 泉消防署長 水道局三ツ境水道事務所長 資源循環局泉事務所長 泉警察署長
2 関係協力機関及び団体	泉区連合自治会町内会長会議会長 連合自治会・町内会長（12連合） 泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長 泉消防団長 泉区火災予防協会会長 泉防犯協会会長 泉交通安全協会会長 泉区医師会長 泉歯科医師会医療管理理事 泉区薬剤師会長 泉区獣医師会長 横浜農業協同組合南地区営農経済センター長 財）横浜建設業協会泉区会長（防災作業隊泉方面班長） 横浜市アマチュア無線非常通信協力会泉支部長 泉区小学校長会長 泉区中学校長会長 泉区商店街連合会長 泉区災害ボランティア連絡会長 泉区社会福祉協議会事務局長 横浜ケーブルビジョン（株）代表取締役社長
3 ライフライン関係機関	東日本電信電話（株）神奈川事業部災害対策室長 東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社 戸塚事務所長 東京ガス（株）神奈川支社長 横浜市管工事協同組合泉支部本部理事 神奈川県LPガス協会横浜戸塚支部副支部長 相模鉄道（株）いずみ野管区長 相模鉄道（株）湘南台管区長 神奈川中央交通（株）戸塚営業所長 横浜市交通局安全管理課長

協定一覧

協定名称	協定締結先
震災時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ
災害時における放送等に関する協定	横浜ケーブルビジョン株式会社
災害時等における株式会社エフエム戸塚と泉区との相互協力に関する協定	株式会社エフエム戸塚
災害時における在宅要援護者のための福祉避難所（旧：特別避難場所）の協力に関する協定	泉区内社会福祉施設 36 か所
泉区災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 泉区災害ボランティア連絡会
災害時等における施設利用の協力に関する協定	泉公会堂、泉スポーツセンター、立場地区センター、上飯田地区センター、中川地区センター、下和泉地区センター、泉寿荘、いずみ中央地域ケアプラザ テアトルフォンテ
区と自主防災組織が締結する要援護者情報の提供に関する協定	自主防災組織 10 団体
災害時における地域支援の協力に関する協定	横浜ケーブルビジョン株式会社
大震災等による泉警察署施設使用不能時における泉区施設の使用に関する協定	泉警察署
大規模地震等の災害時における避難施設等の提供協力に関する協定細則	横浜修悠館高等学校、松陽高等学校、緑園高等学校

※区が独自に締結した協定のみ掲載。

横浜市の協定一覧については、横浜市防災計画資料編を参照。

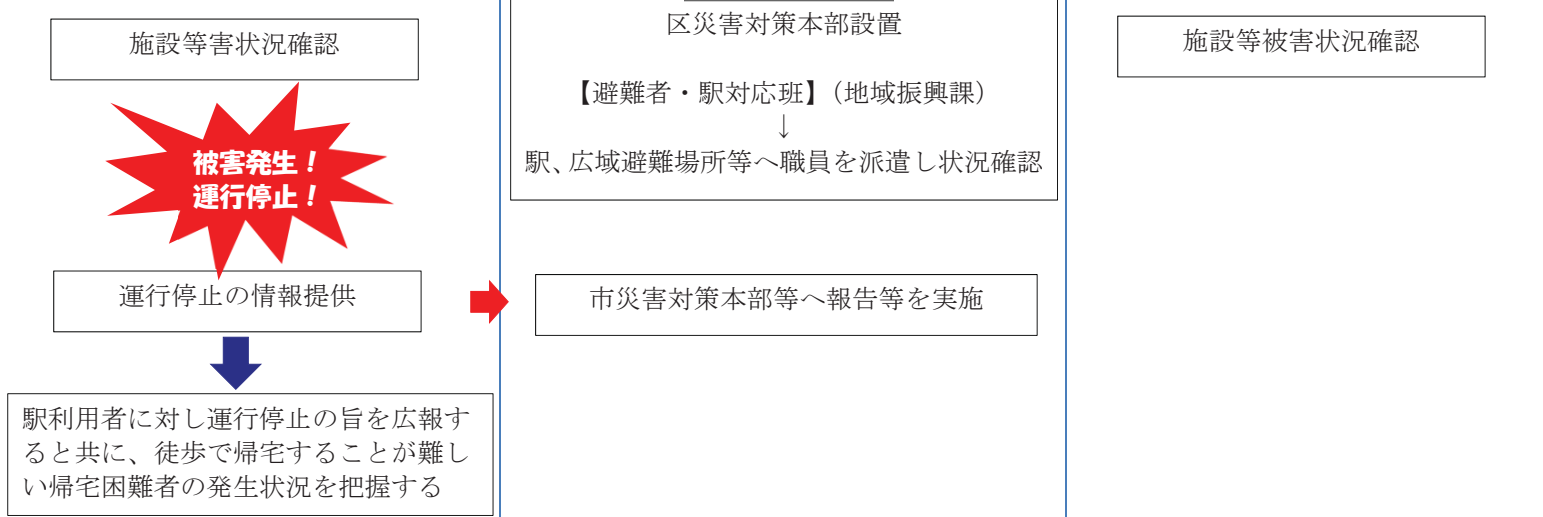


帰宅困難者の定義（横浜市防災計画抜粋）
 帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰る人）を言い

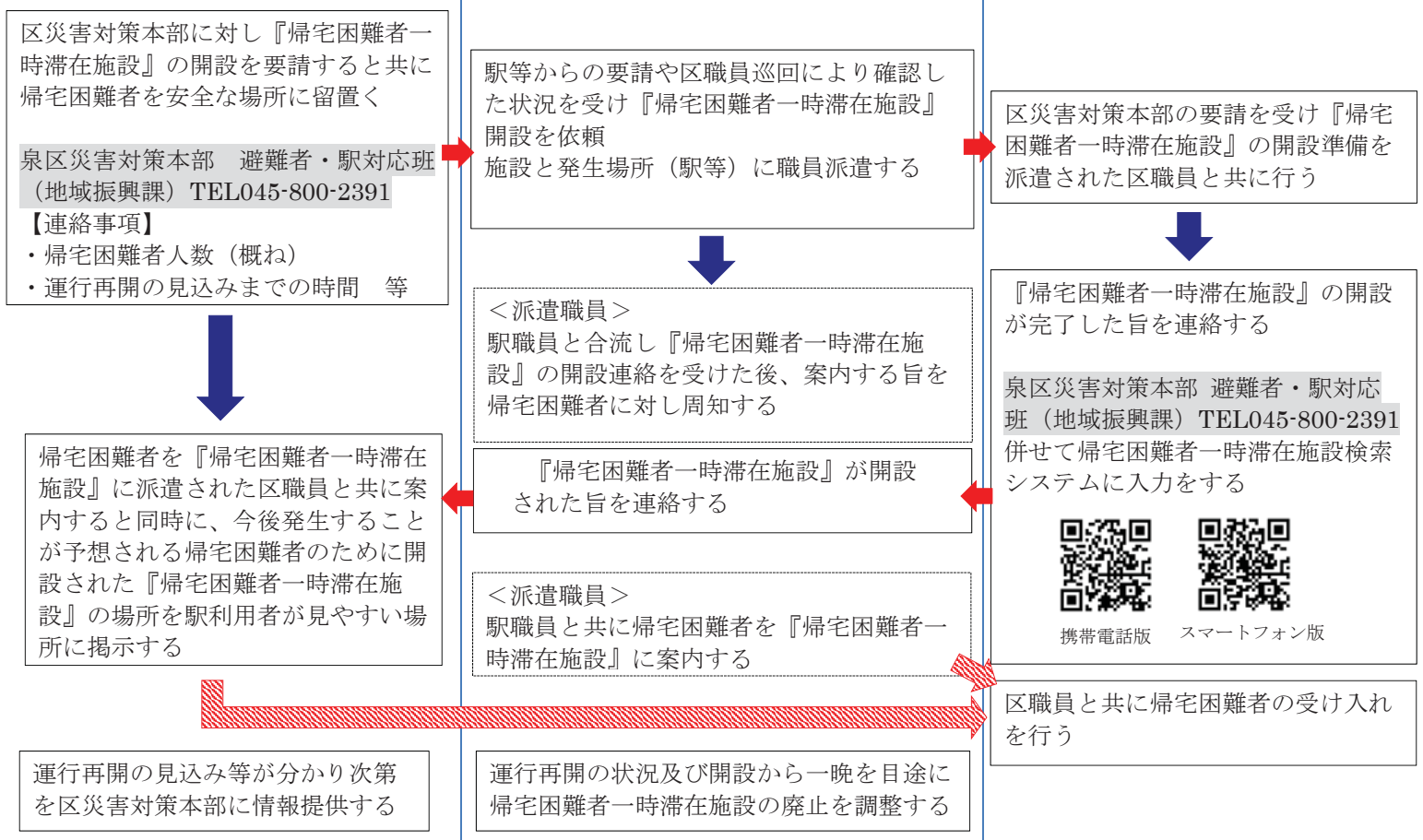
交通機関

泉区役所

帰宅困難者一時滞在施設



帰宅困難者発生!



【参考】災害時徒歩帰宅者支援ステーションについて
 地震等の大規模災害発生時等において交通の途絶により発生した徒歩等で帰宅する帰宅困難者を支援するため、県または、市が事業所等との間で協定を締結しています。
 ※協定に賛同した店舗の入口等の見えやすい場所にステッカーが掲示されています。
 ※支援内容：飲料水、トイレ、道路等の情報、休憩場所の提供等



泉区災害対策本部 避難者・駅対応班 800-2391
 庶務班 800-2309

泉区防災計画「震災対策編」2020

発行：泉区役所総務課

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北 5-1-1

TEL 045-800-2309

FAX 045-800-2505